

第1章 我が国の高齢者を取り巻く状況

本章では、我が国の高齢者を取り巻く状況について、第1節で各種指標を用いて我が国の高齢化の状況を概観した後、第2節で高齢者の暮らしの状況、第3節で高齢期の就労の状況について見ていく。

第1節 高齢化の状況

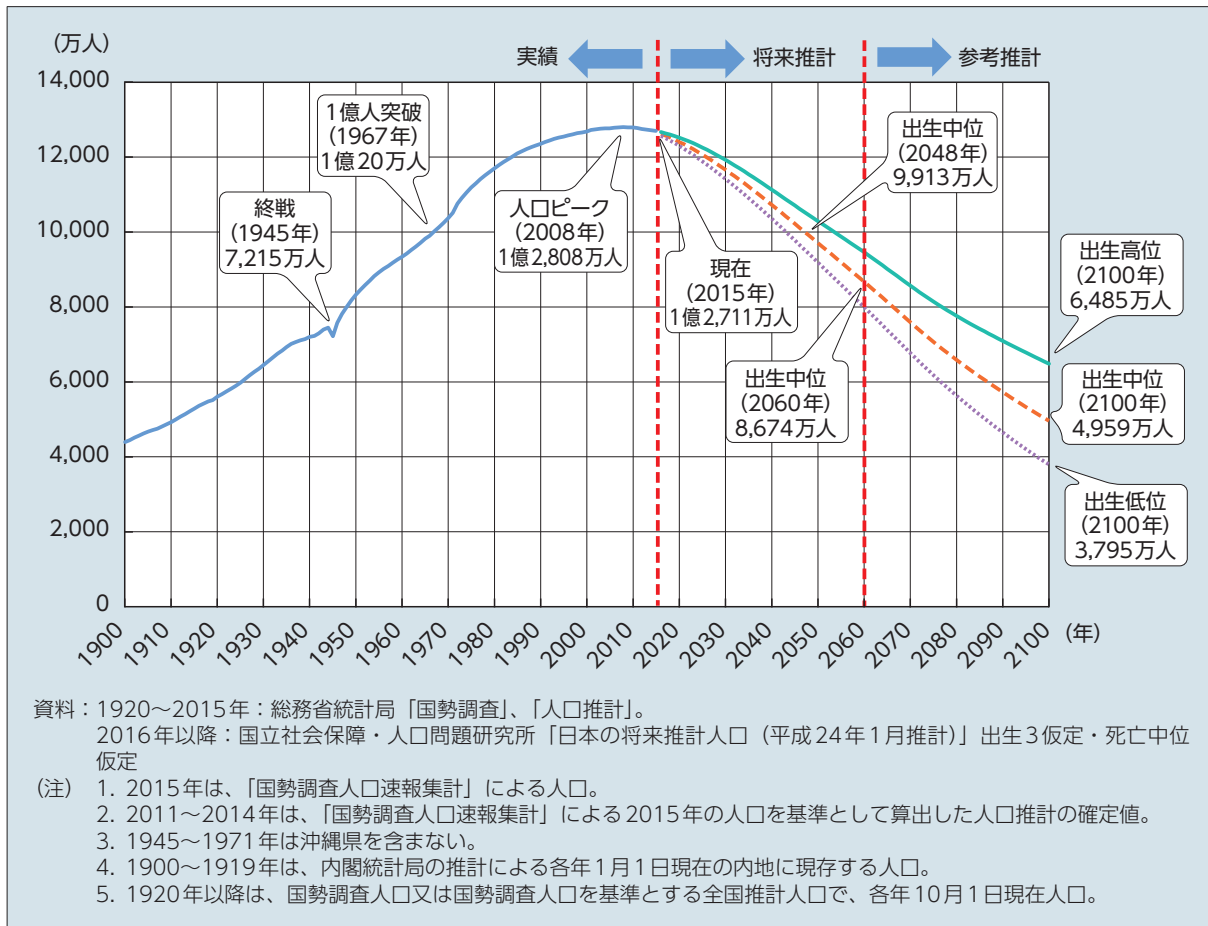
1 総人口の推移

(これまで増加し続けていた我が国の人口は、一転して減少していく見通し)

終戦直後の1945（昭和20）年に7,215万人であった我が国の人口は、その後、ほぼ一貫して増加を続け、1967（昭和42）年には1億人を突破し、2008（平成20）年には1億2,808万人とピークに達した。しかし、その後は減少局面に転じ、2015（平成27）年の総人口は1億2,711万人と2011（平成23）年から5年連続で減少している。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位推計によると、我が国の人口は今後も減少し続け、2048（平成60）年には9,913万人と1億人を割り込み、2060（平成72）年には8,674万人になると推計されている。また、2061（平成73）年以降の人口については、参考推計ではあるものの、2100（平成112）年には4,959万人と5,000万人を下回る見込みとなっており、明治時代後半の1900年頃から100年をかけて増えてきた人口が、今後100年のうちに再び同じ水準に戻ることが見込まれている（[図表1-1-1](#)）。

図表 1-1-1 長期的な我が国の人口推移



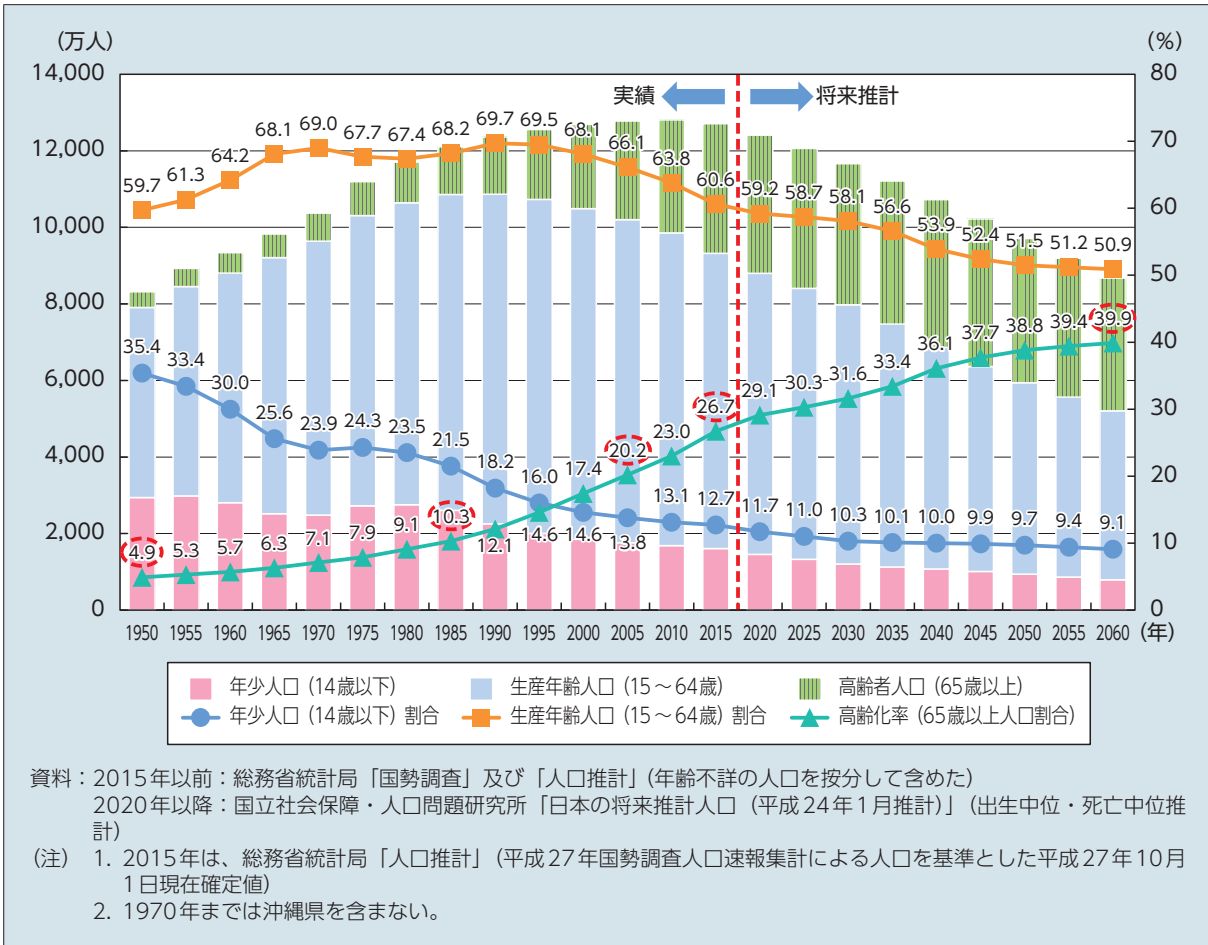
2 人口構成の変化

(今後も高齢化は急速に進展。2060年には約2.5人に1人が高齢者となる見込み)

我が国の人口を年齢3区分別人口で推移を示すと図表1-1-2のとおりとなる。これを見ると、年少人口（14歳以下）割合は、1950（昭和25）年以降、ほぼ一貫して現在まで減少しており、生産年齢人口（15～64歳）割合についても、図には示していないが、1992（平成4）年の69.8%をピークに現在まで減少し続けている。将来（出生中位・死亡中位推計）においても、年少人口及び生産年齢人口の割合は、2060（平成72）年まで一貫して減少が続いていくことが見込まれている。

一方で、1950年時点で5%に満たなかった高齢化率（65歳以上人口割合）は、1985（昭和60）年には10.3%、2005（平成17）年には20.2%と急速に上昇し、2015（平成27）年は26.7%と過去最高となっている。将来（出生中位・死亡中位推計）においても、2060年まで一貫して高齢化率は上昇していくことが見込まれており、2060年時点では約2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる見込みである。

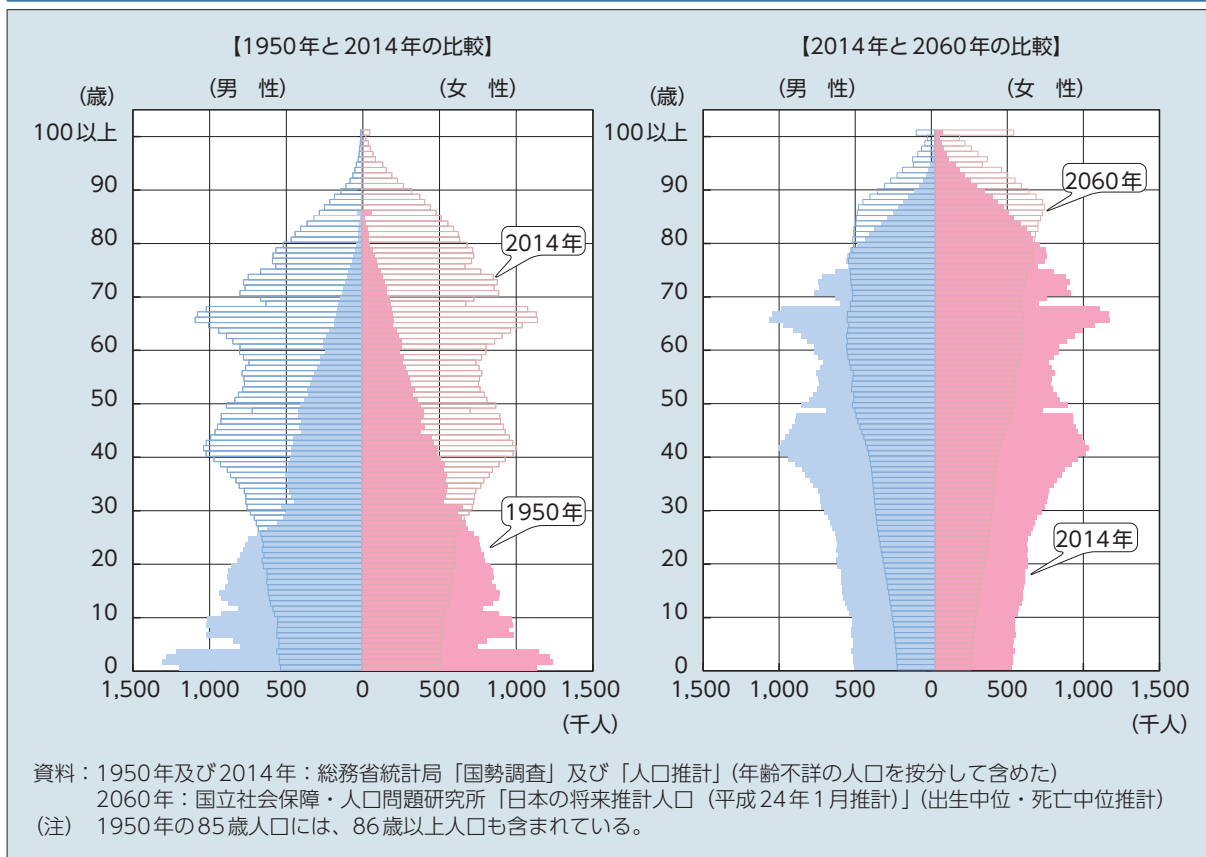
図表 1-1-2 年齢3区分別人口及び高齢化率の推移



さらに、人口構成の変化を人口ピラミッド（図表1-1-3）で見ると、1950年時点では、若い年齢ほど人口が多い富士山型であったのが、2014（平成26）年になると山型のパターンはすっかり消失し、中高年層の部分が增大している。1950年と2014年の人口ピラミッドを重ねてみると、若年層が大きく減少する一方で中高年層が大きく増加していることがよく分かる。

2060年になると、少子高齢化はさらに進展し、その結果、重心が非常に高い、いかにも安定のよくない逆ピラミッド型へと変化している。2014年と2060年の人口ピラミッドを重ねてみると、総人口が減少していることが分かるが、年齢区分別で見ると、年少人口及び生産年齢人口が大きく減少している一方で、高齢者人口、特に75歳以上の後期高齢者人口は、逆に増加していることが分かる。

図表 1-1-3 人口ピラミッドの比較

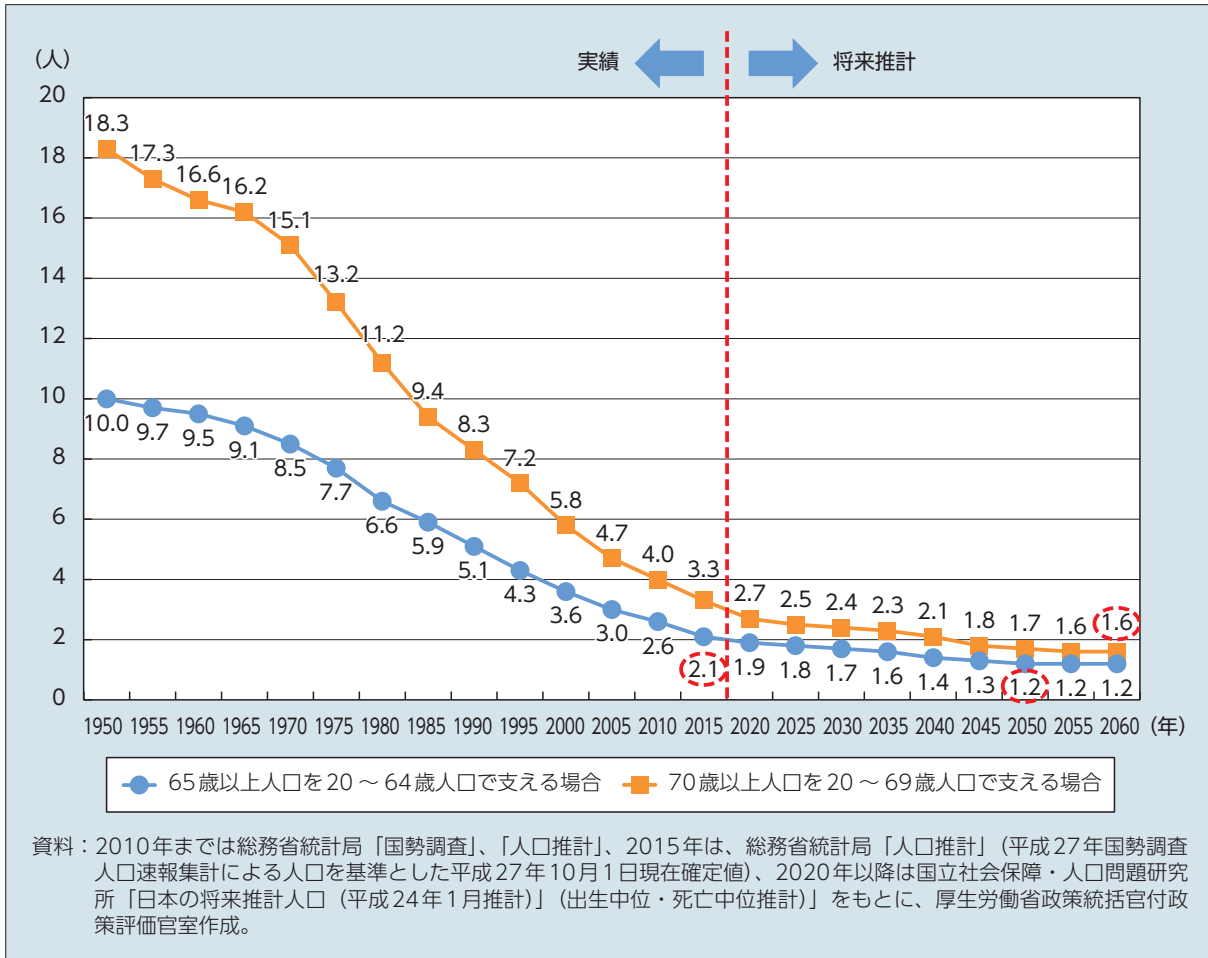


（2050年には、65歳以上の高齢者1人を1.2人の現役世代で支える見込み）

65歳以上の高齢世代人口と20～64歳の現役世代人口の比率の推移を見てみると、1950年時点では65歳以上の高齢者1人を10人の現役世代で支えていたのが、2015年には65歳以上の高齢者1人に対して現役世代2.1人へと急激に減少している。今後も支え手は減少し続け、2050（平成62）年には1.2人の現役世代で65歳以上の高齢者を支える見込みとなっている。

仮に20～69歳を現役世代人口、70歳以上を高齢世代人口として計算してみても、2060年には高齢者1人に対する現役世代の人数は1.6人まで減少する見込みである。

図表 1-1-4 高齢世代人口と現役世代人口の比率の推移



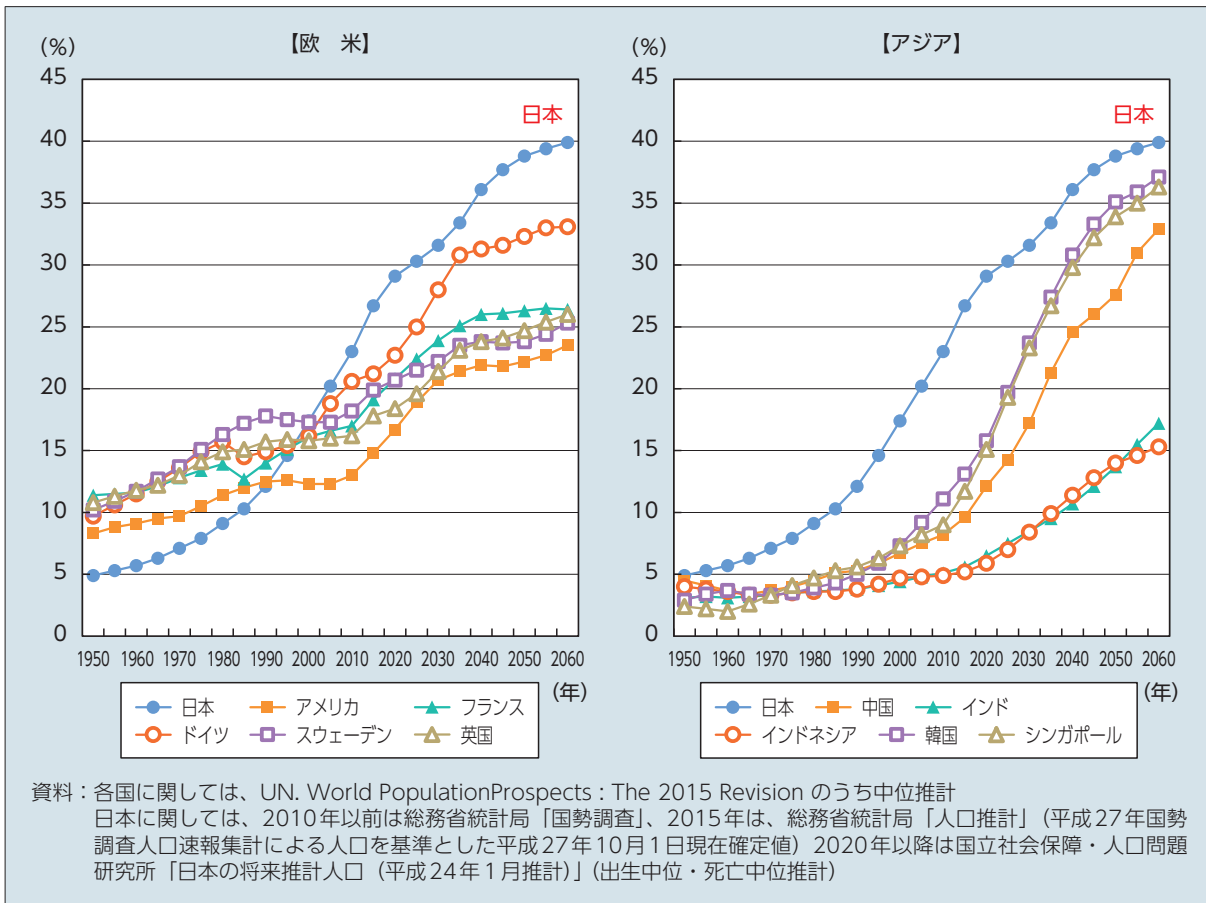
(我が国の高齢化は、世界に類を見ないスピードで進展。今後はアジアで急速に高齢化が進展していく見込み)

欧米主要国の高齢化率を比較してみると、1980年代までは最低水準であった我が国の高齢化率は、2005年には最も高い水準となり、その後も将来にわたって最高水準を維持していくことが見込まれている。続いて、アジア主要国の高齢化率について見てみると、今後、我が国を上回るスピードで急激に高齢化が進行していく見込みであり、2060年の各国の高齢化率は、2015年と比較しておよそ3倍になる見込みである（図表1-1-5）。

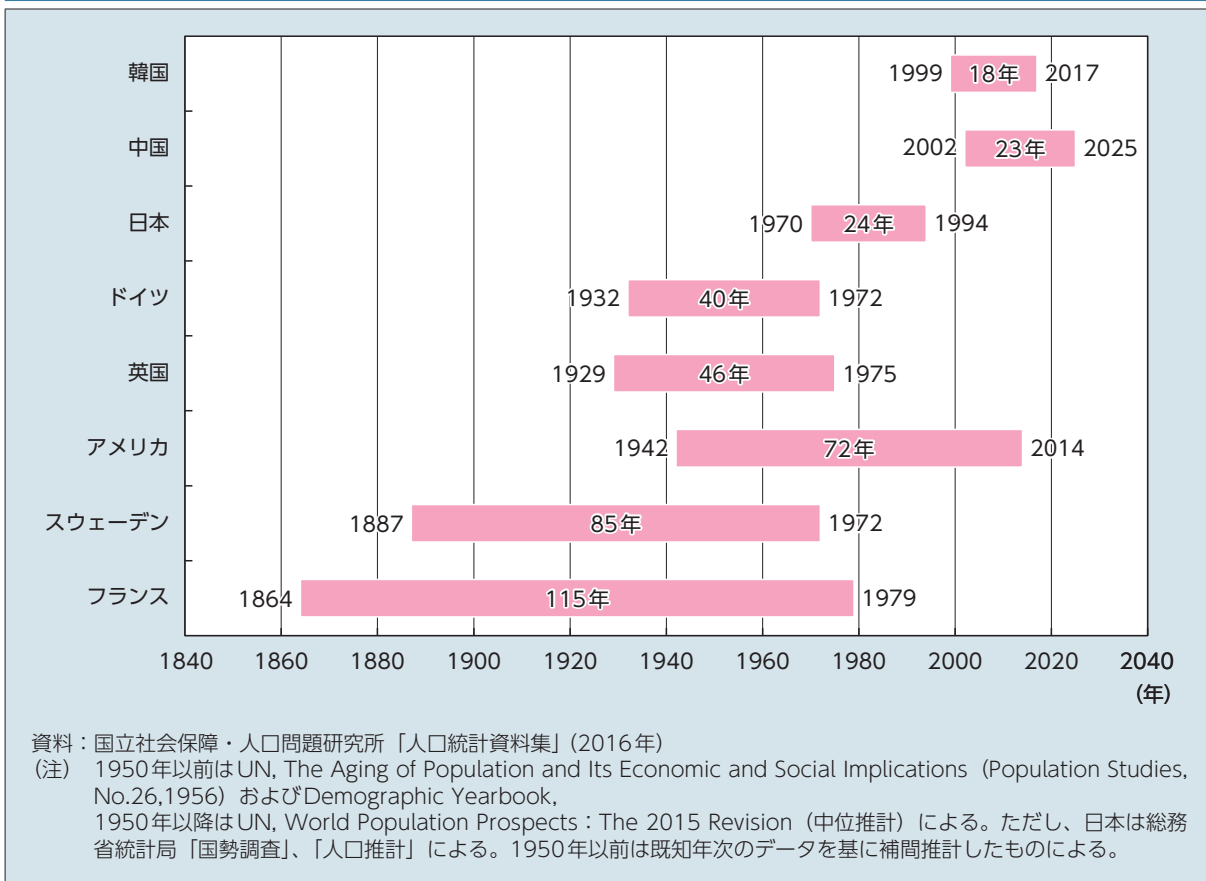
また、高齢化の速度について、高齢化率が7%を超えてからその倍の14%に達するまでの所要年数（倍加年数）によって比較すると、フランスが115年、スウェーデンが85年、比較的短いドイツが40年、英国が46年であるのに対し、我が国は、1970（昭和45）年に7%を超えると、その24年後の1994（平成6）年には14%に達している。どの国も高齢化は進展しているが、特に我が国の高齢化が著しく速いスピードで進展してきたことが分かる。さらに、韓国、中国の倍加年数を見てみると、それぞれ18年、23年と予測されており、我が国を上回るペースで高齢化が進展する見込みである（図表1-1-6）。

このように、高齢化は世界各国においても我が国の後を追って直面する問題であり、その先陣を切っている我が国の対応には、グローバル社会が極めて高い関心を寄せている。

図表 1-1-5 主要国における高齢化率の推移



図表 1-1-6 主要国の倍加年数（高齢化率7%から14%へ要した期間）



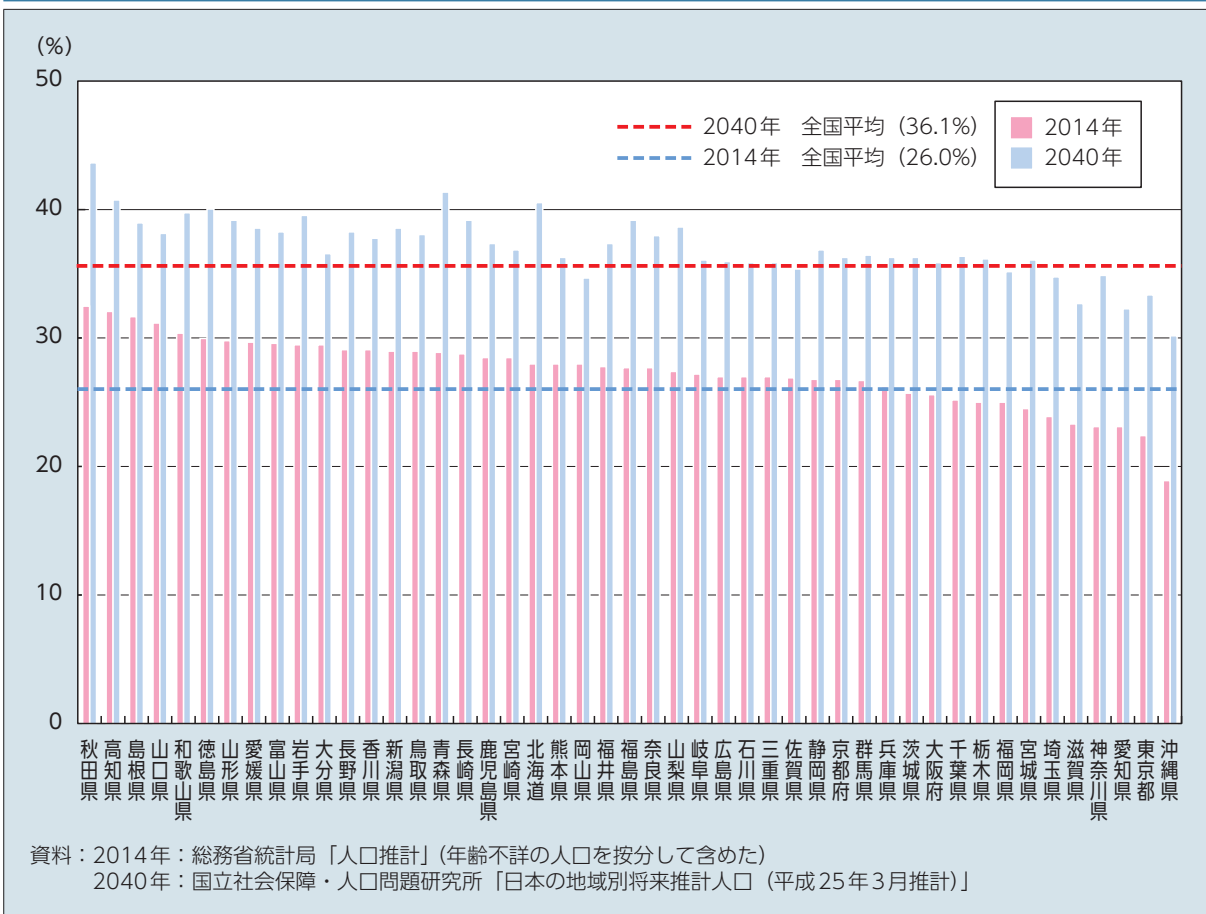
3 地域別に見た高齢化の状況

(大都市圏に属する都府県や沖縄県で高齢化率は低く、それ以外の地方圏で高い傾向)

次に地域別の高齢化の状況について見ていくこととする。

都道府県別の高齢化率（65歳以上人口比率）について、2014（平成26）年の状況を見てみると、大都市圏に属する都府県や沖縄県で低く、それ以外の地方圏で高い傾向であることが見てとれる。将来の2040（平成52）においても、大都市圏に属する都府県や沖縄県で低く、それ以外の地方圏で高いという傾向に変わりはないが、2014年時点と比較して全ての都道府県で高齢化率は上昇し、最も低い沖縄県でも高齢化率が30%を超える見込みとなっている（図表1-1-7）。

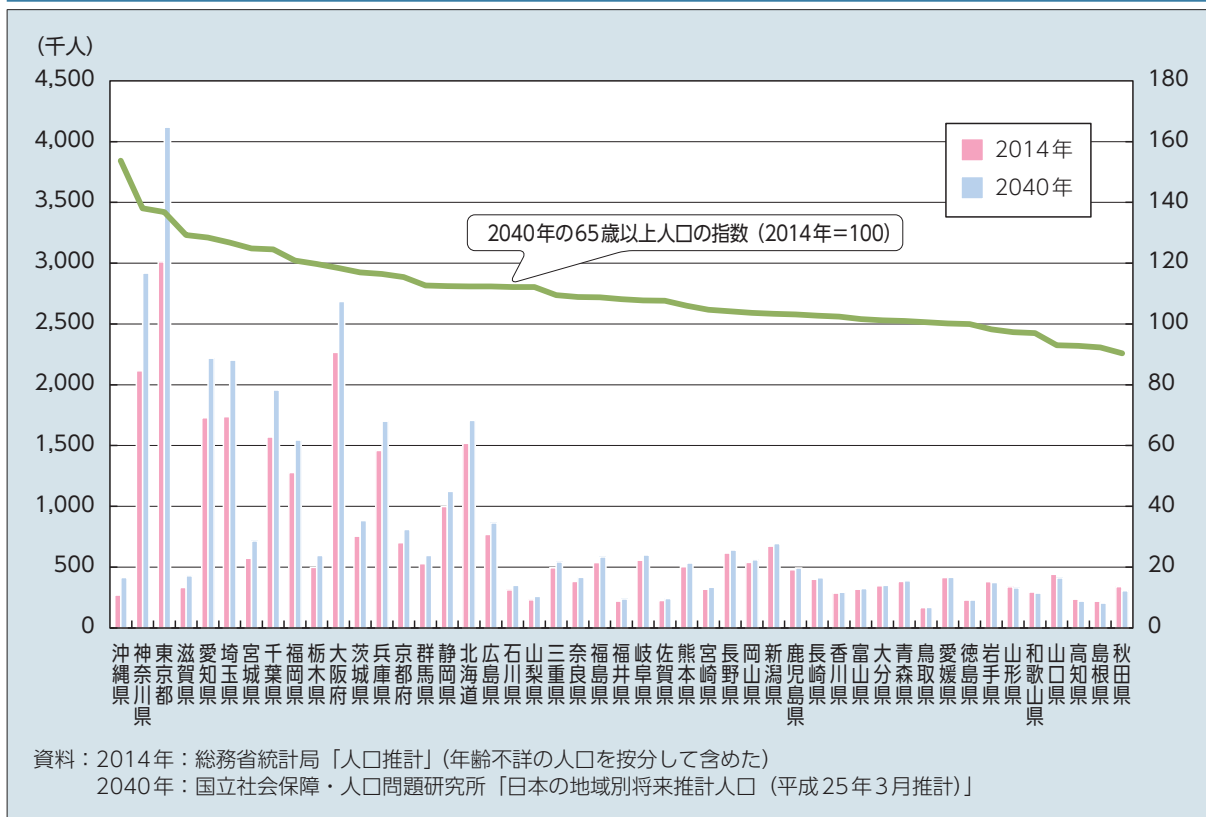
図表1-1-7 都道府県別高齢化率（65歳以上人口割合）



(今後、大都市圏に属する都府県で65歳以上人口は急増。一方で、秋田県などの7県では減少の見通し)

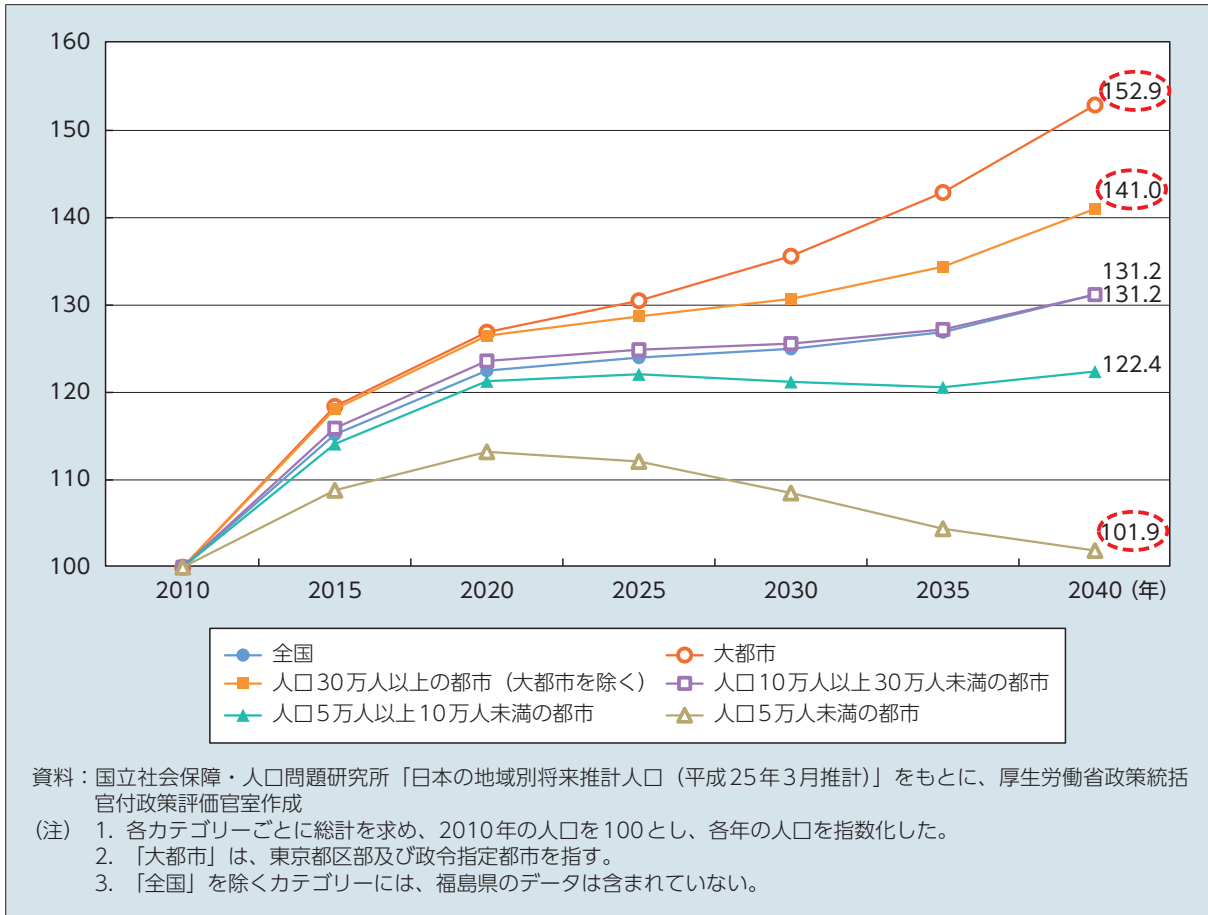
一方で、都道府県別の65歳以上人口について、2014年と2040年で比較してみると、大都市圏に属する都府県で65歳以上人口が急増している。また、2040年の65歳以上人口を、2014年の値を100としたときの指数で見ても、大都市圏に属する都府県で大きな値となっている。逆にその他の地方圏では、65歳以上人口は大きく増加はせず、秋田県などの7県では減少することが見込まれている（図表1-1-8）。

図表 1-1-8 都道府県別65歳以上人口



さらに、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」をもとに、都市規模別に65歳以上人口指数（2010年＝100）の推移を見てみると、都市規模が大きいくほど65歳以上人口の伸びが大きく、「大都市」や「人口30万人以上の都市（大都市を除く）」では、2040年にかけて大きく増加する見込みである。一方で、「人口5万人未満の都市」では、2020（平成32）年をピークに減少していく見込みであり、2040年時点の65歳以上人口は、2010年と大きく変わらない水準となる見込みである（[図表1-1-9](#)）。

図表 1-1-9 都市規模別に見た65歳以上人口指数（2010年=100）の推移



4 平均寿命と健康寿命

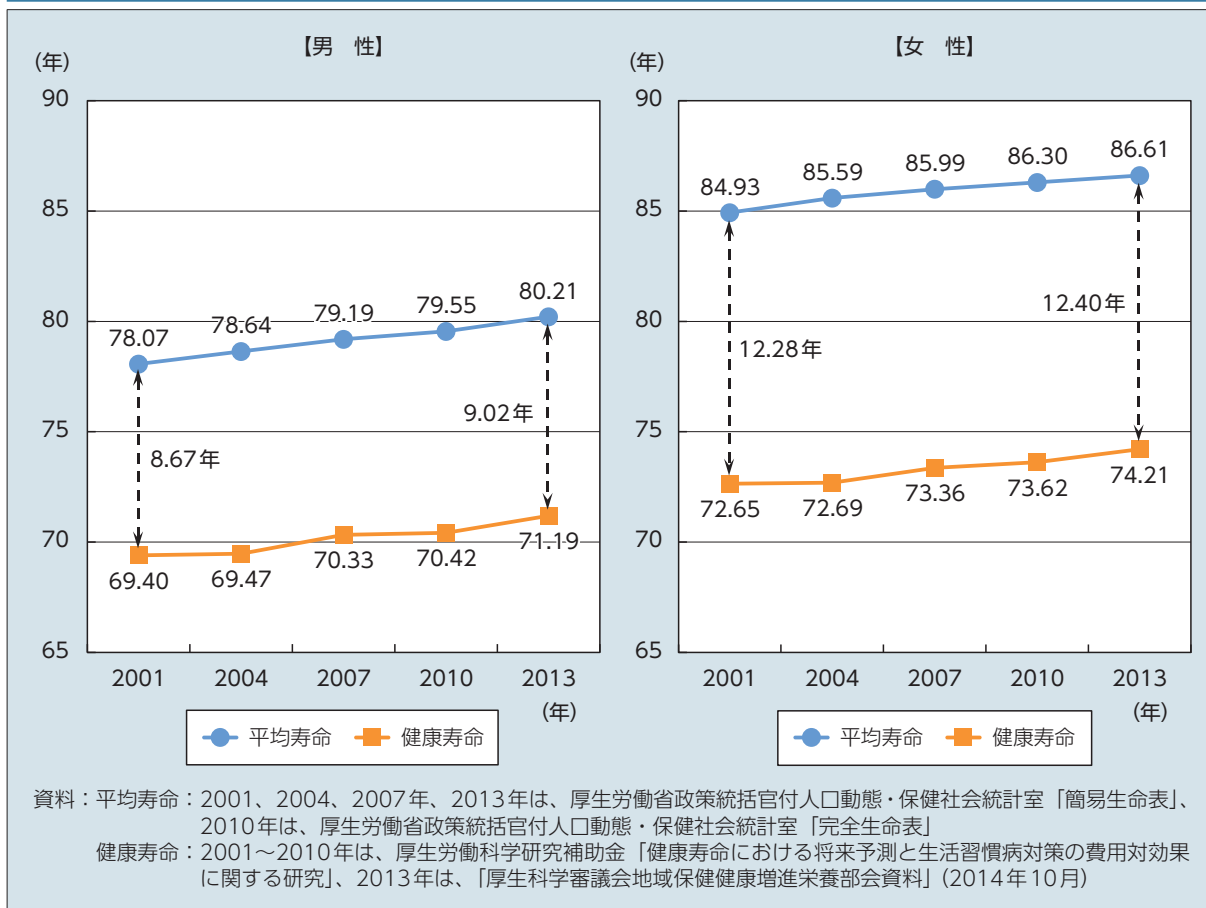
(平均寿命と健康寿命の差（不健康な期間）は縮まっていない)

我が国の平均寿命は、戦後、生活環境の改善や、医学の進歩により急速に延び、2015（平成27）年の平均寿命は、男性80.79年、女性87.05年と世界トップクラスの長寿国となっている。「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」である健康寿命についても、2013（平成25）年時点で、男性71.19年、女性74.21年と世界トップクラスである。

一方で、我が国の平均寿命と健康寿命の推移について見てみると、平均寿命、健康寿命ともに延びているが、平均寿命と健康寿命との差、すなわち、日常生活に制限のある「不健康な期間」で見ると、2001（平成13）年から2013年にかけて、男性で8.67年から9.02年、女性で12.28年から12.40年へと若干広がり縮まっていない（図表1-1-10）。日常生活に制限のある「不健康な期間」の拡大は、個人や家族の生活の質の低下を招くとともに、医療費や介護給付費等の社会保障費の増大にもつながる。

国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口（平成24年1月推計）によれば、今後も我が国の平均寿命はさらに延びることが予測されており、平均寿命の延び以上に健康寿命を延ばす（不健康な期間を短縮する）ことが重要となる。

図表 1-1-10 平均寿命と健康寿命の推移



5 死亡の動向

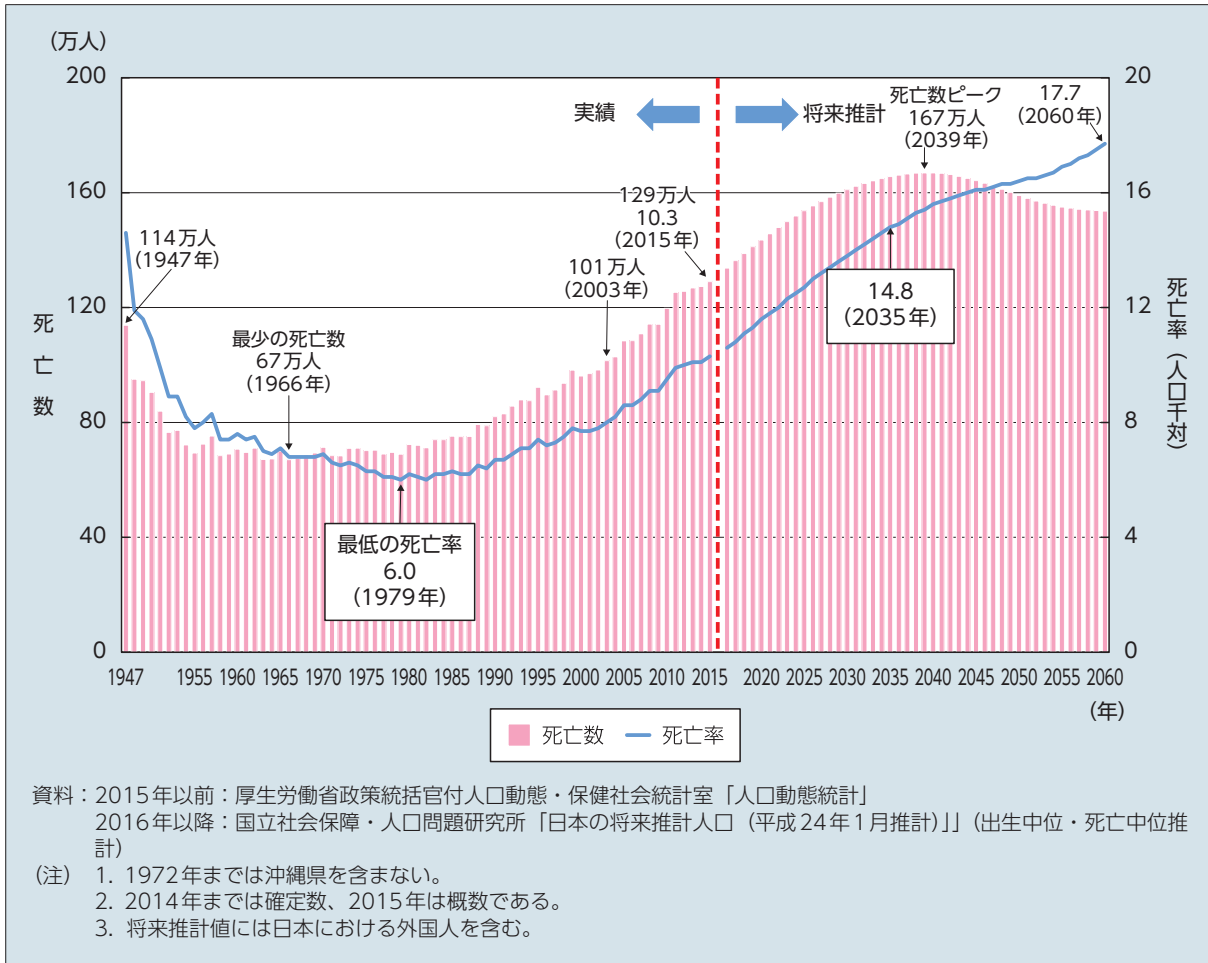
(1) 死亡数及び死亡率の推移と将来推計

(高齢化に伴い、死亡数、死亡率は今後も増加していく見込み)

戦後の1947（昭和22）年の死亡数は114万人、死亡率（人口千対）は14.6であったが、医学や医療の進歩及び公衆衛生の向上などにより死亡の状況は急激に改善され、1966（昭和41）年には死亡数をもっとも少ない67万人、1979（昭和54）年には死亡率をもっとも低い6.0となった。その後、人口の高齢化を反映して死亡数は緩やかな増加傾向に転じ、2003（平成15）年に100万人を超え、2015（平成27）では、死亡数129万人、死亡率10.3となっている。

将来の推移（出生中位・死亡中位推計）を見てみると、死亡数は2039（平成51）年に167万人とピークを迎えた後、減少していくことが見込まれている。一方で、死亡率については2060（平成72）年まで一貫して上昇していくことが見込まれており、2035（平成47）年には14.8と戦後の水準（14.6）を超え、2060年には17.7まで上昇することが見込まれている（図表 1-1-11）。

図表 1-1-11 死亡数及び死亡率の推移と将来推計

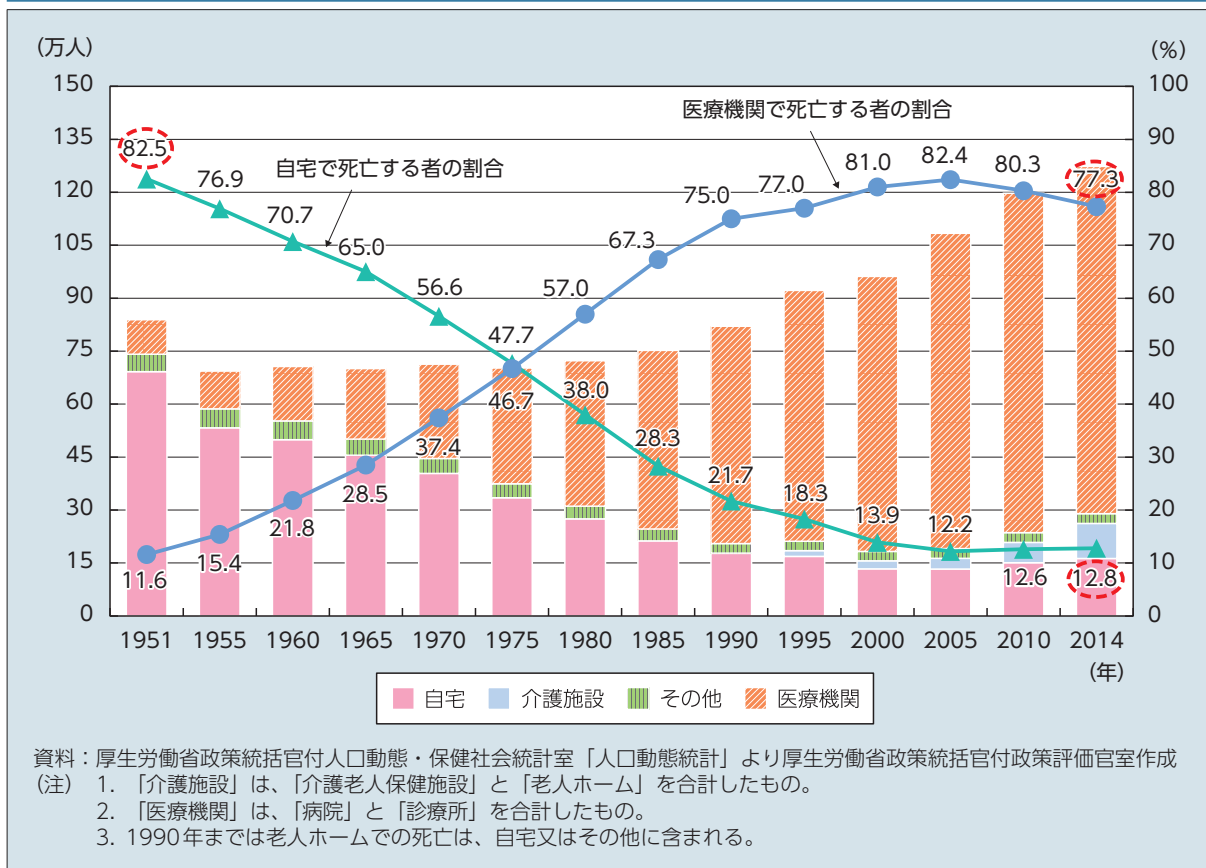


(2) 死亡場所の推移

（「医療機関」で死亡する者の割合は年々増加。近年では、「医療機関」で死亡する者の割合がおよそ8割で推移している）

次に死亡場所の推移について見てみると、1951（昭和26）年の時点では「自宅」で死亡する者の割合は8割以上を占めていたが、「医療機関」で死亡する者の割合は年々増加し、1976（昭和51）年には「自宅」で死亡する者の割合を上回り、2014（平成26）年には、「医療機関」で死亡する者の割合が77.3%を占め、「自宅」で死亡する者の割合は12.8%にまで低下している（図表1-1-12）。

図表 1-1-12 死亡場所別に見た、死亡数・構成割合の推移



(3) 死因の推移 (疾病構造の変化)

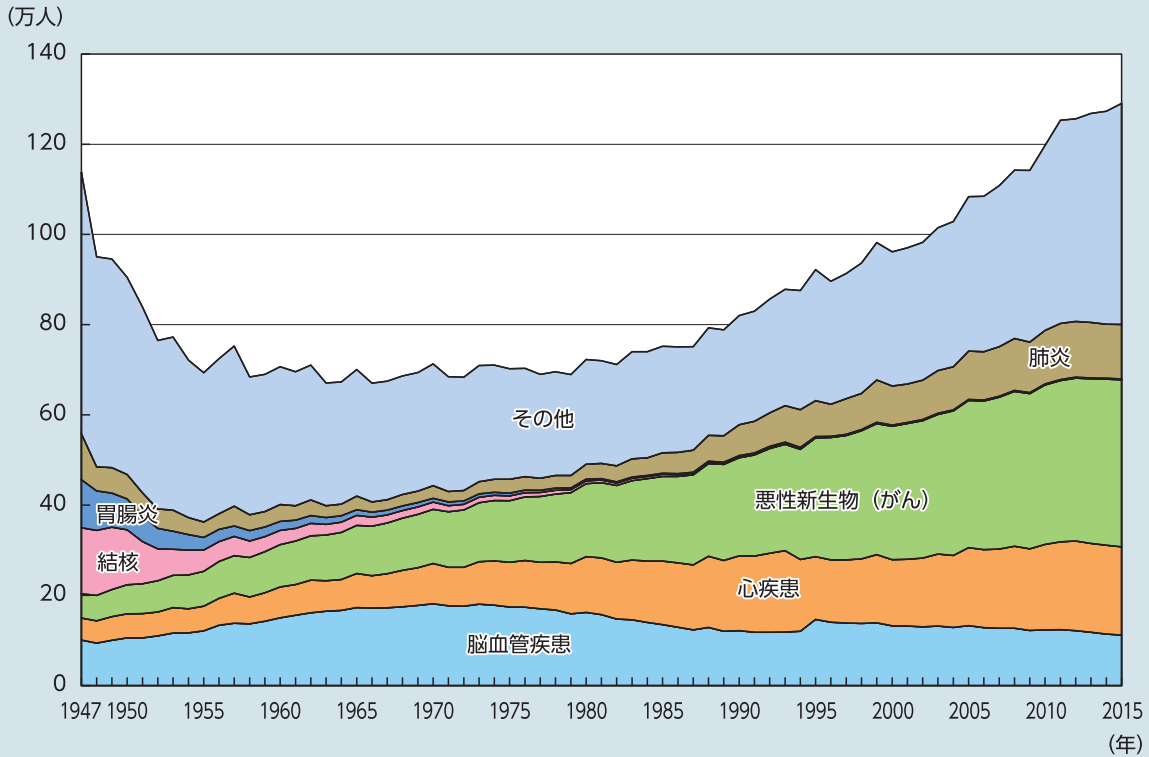
(戦後、我が国の死因は、感染症から生活習慣病中心へと大きく変化。生活習慣病中心への疾病構造の変化や高齢化に伴い、要介護認定者数や認知症に関する患者数は大幅に増加している)

さらに、戦後の主な死因の推移について見てみると、結核や胃腸炎といった感染症によるものが低下する一方で、悪性新生物（がん）や心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病（慢性疾患）が死因の多くを占めるようになり、疾病構造は大きく変化してきた（図表 1-1-13）。

こうした生活習慣病（慢性疾患）中心への疾病構造の変化や高齢化の進展に伴い、要介護（要支援）認定者数は、介護保険制度開始時の2000（平成12）年の約218万人から2015（平成27）年では約608万人と大幅に増加している（図表 1-1-14）。また、認知症のうちアルツハイマー病の患者数についても1999年（平成11）年の約3万人から2014（平成26）年では約53万人へと大幅に増加している（図表 1-1-15）。

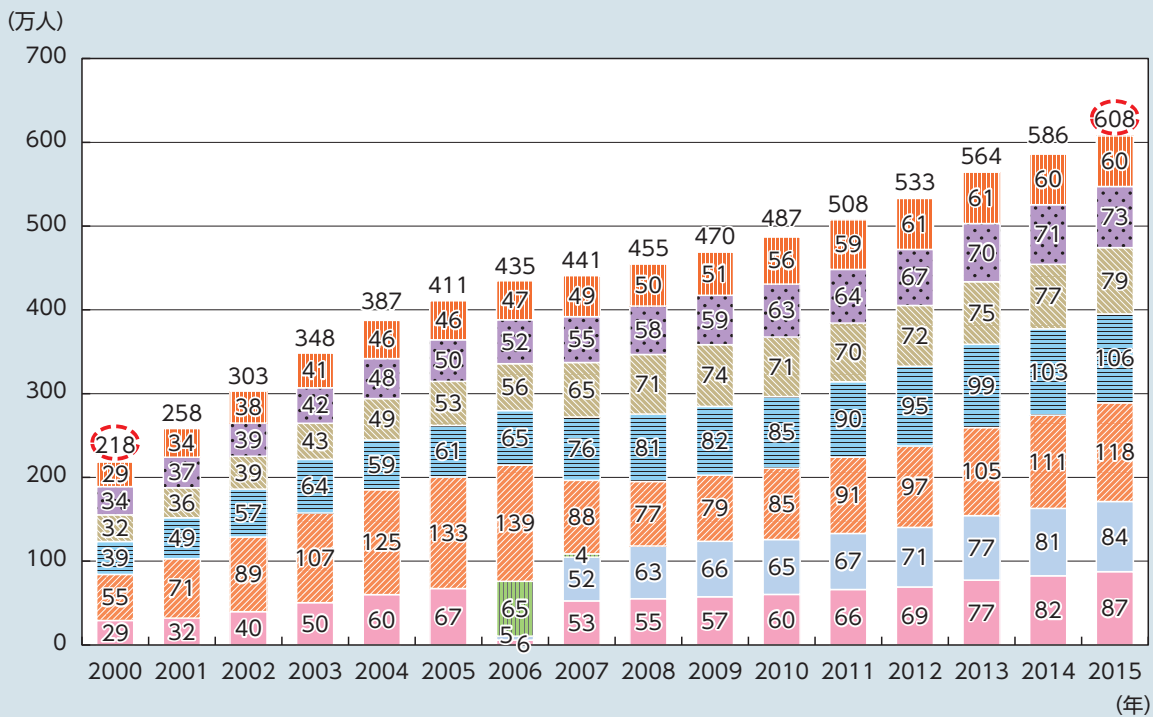
将来においても、高齢化のさらなる進展に伴い、要介護（要支援）認定者数や認知症患者数は増加していくことが見込まれていることから、要介護状態や認知症になっても安心して生活できる社会の構築が必要となる。

図表 1-1-13 主な死因別に見た死亡者数の推移



資料：厚生労働省政策統括官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」
 (注) 2014年までは確定数、2015年は概数である。

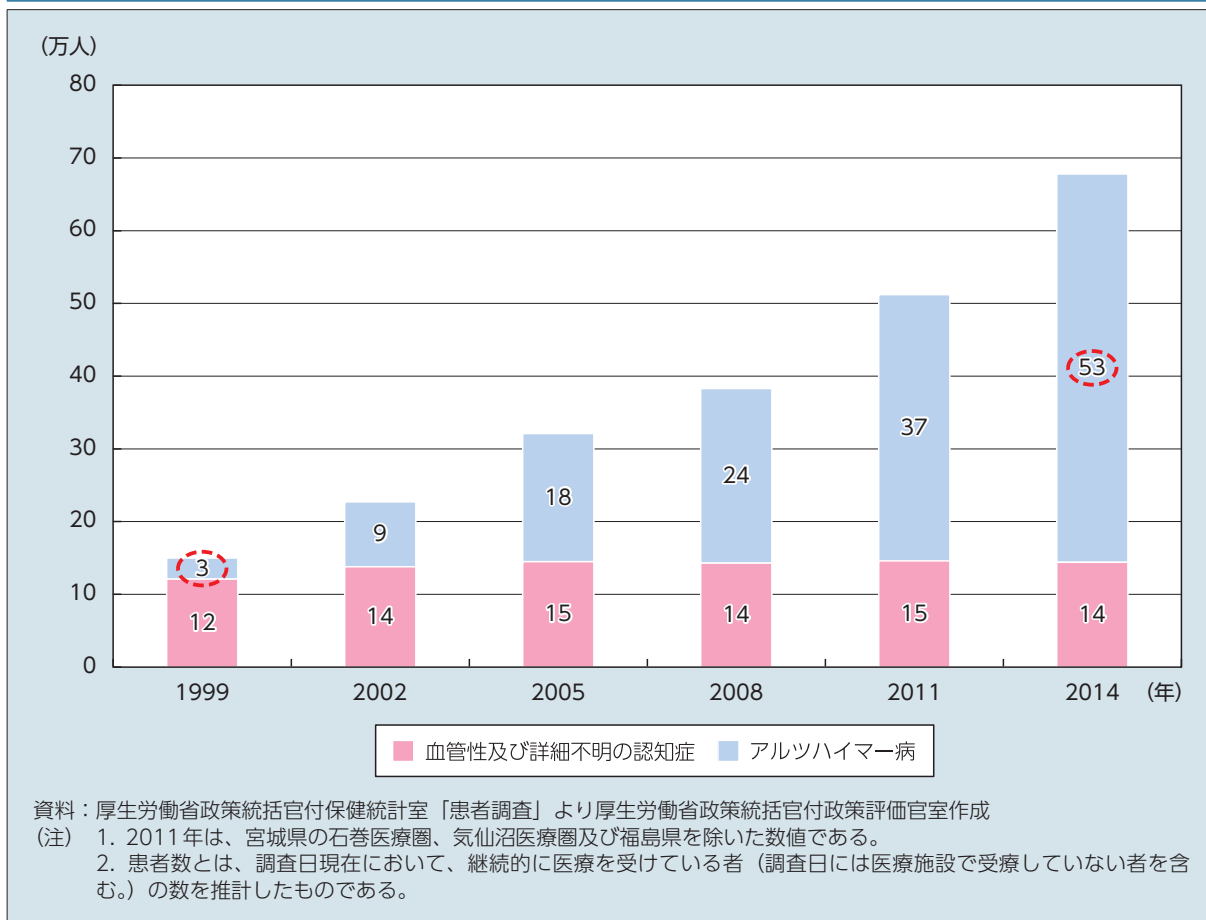
図表 1-1-14 要介護（要支援）認定者数の推移



資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告」

(注) 1. 各年4月末時点の数値である。
 2. 介護保険法改正時（2006年4月1日施行）に要支援認定を受けていた者は、その認定期間の満了まで「経過的要介護」となっている。

図表 1-1-15 血管性及び詳細不明の認知症、アルツハイマー病の患者数の推移



第2節 高齢者の暮らしの状況

1 高齢者の居住状況

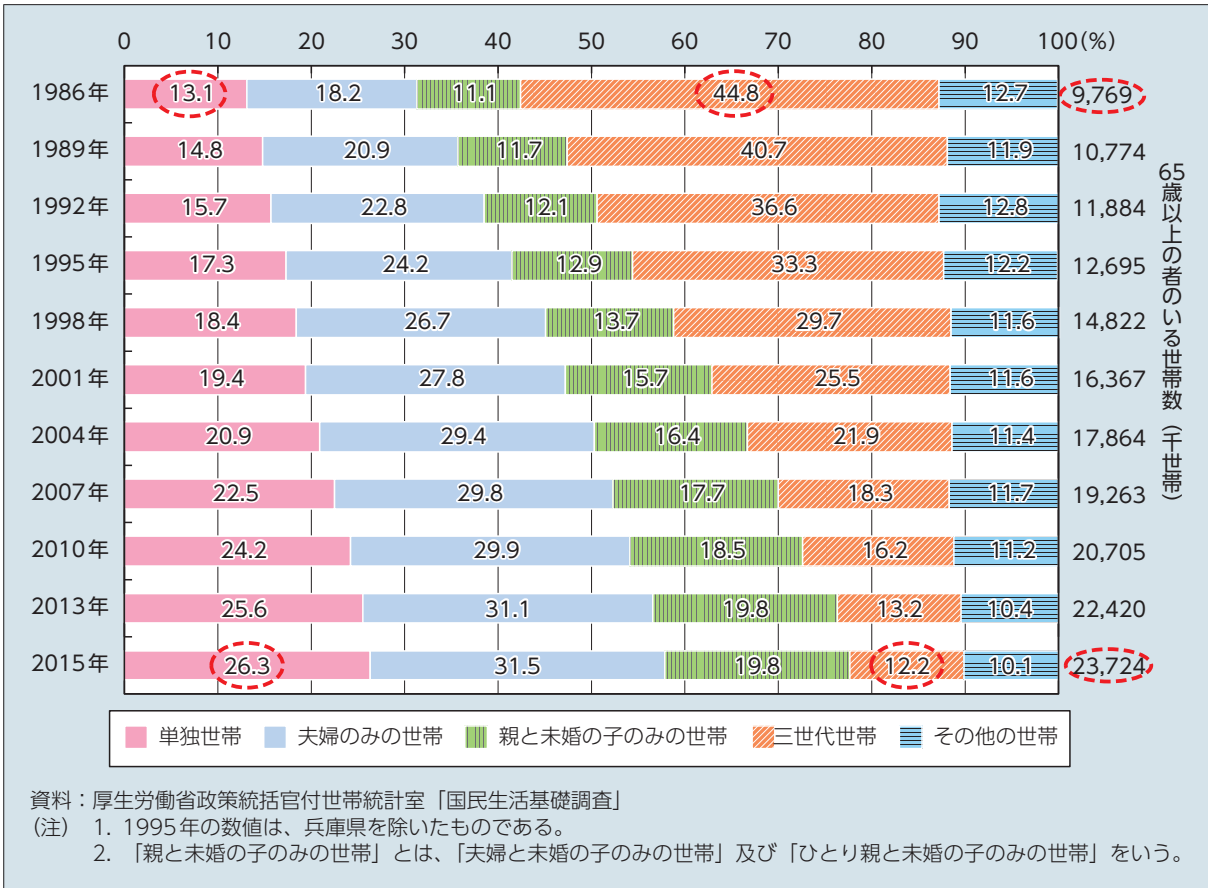
(1) 世帯構成の変化

(高齢者のいる世帯数は、約30年前に比べて2倍以上に増加。「単独世帯」は全世帯の4分の1を占め、「夫婦のみ世帯」と合わせると半数を超える状況)

厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、1986（昭和61）年時点で976万9千世帯であった我が国の65歳以上の高齢者のいる世帯数は、2015（平成27）年時点では2,372万4千世帯へとおよそ30年間で2倍以上増加した。

65歳以上の高齢者のいる世帯について、世帯構造別の構成割合の推移を見てみると、1986年時点では、三世帯世帯が全体のおよそ半数近くを占めていたが、その後、一貫して減少し、2015年では12.2%となっている。一方で、1986年時点で13.1%であった単独世帯の構成割合は、その後、一貫して上昇し、2015年では全世帯の約4分の1が単独世帯となっており、夫婦のみ世帯と合わせると半数を超える状況となっている（図表 1-2-1）。

図表 1-2-1 世帯構造別に見た65歳以上の者のいる世帯数の構成割合の推移

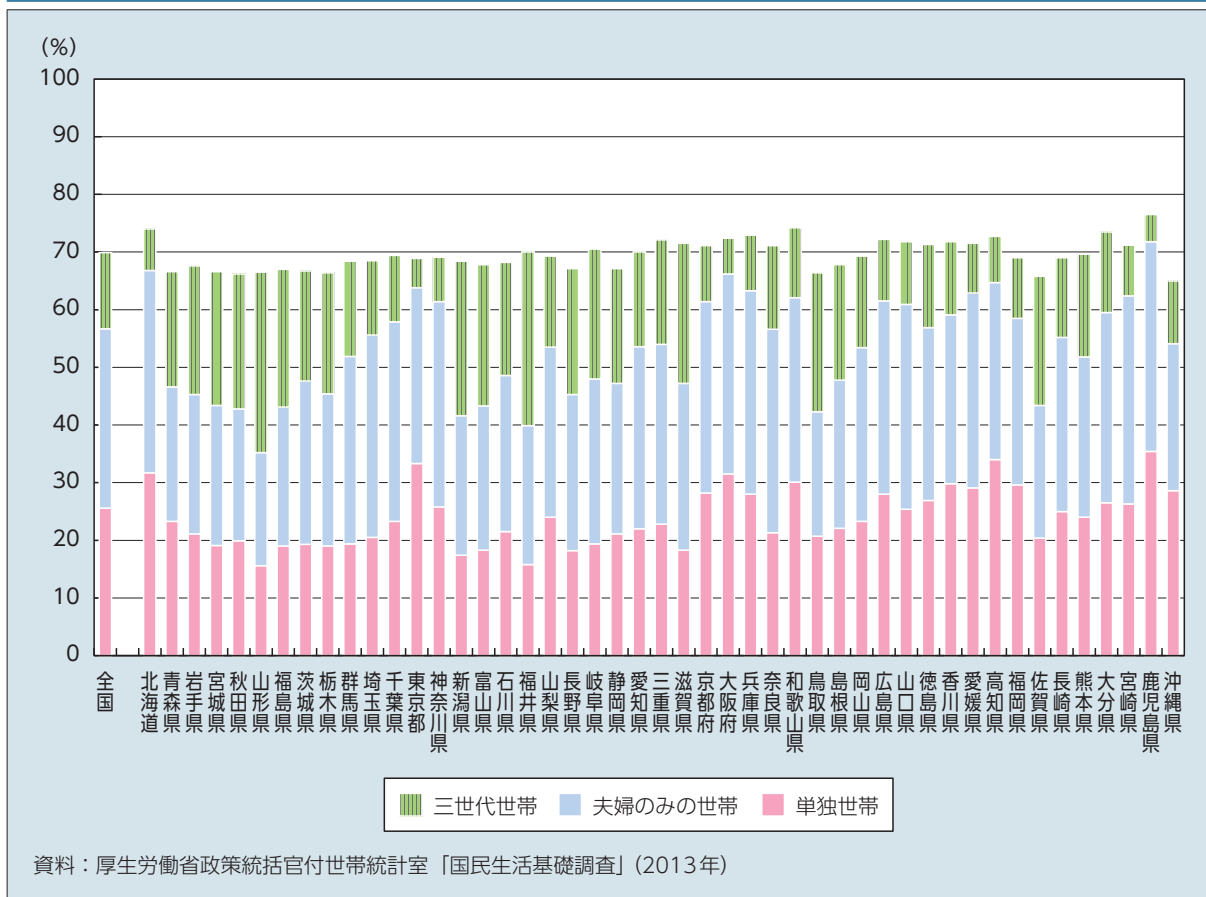


（「単独世帯」・「夫婦のみ世帯」の割合は、東北・北陸地方で低く、西日本や都市部では高い傾向）

次に、2013（平成25）年における65歳以上の者のいる世帯数に占める単独世帯、夫婦のみ世帯及び三世代世帯の構成割合を都道府県別に示したのが図表1-2-2である。おおまかな傾向でいうと、東北・北陸地方では三世代世帯の割合が高く（単独世帯及び夫婦のみの世帯の割合は低く）、西日本や都市部では三世代世帯の割合が低く（単独世帯及び夫婦のみの世帯の割合は高く）なっている。

図表 1-2-2

都道府県別に見た、65歳以上の者のいる世帯数に占める単独世帯、夫婦のみの世帯及び三世帯世帯の構成割合

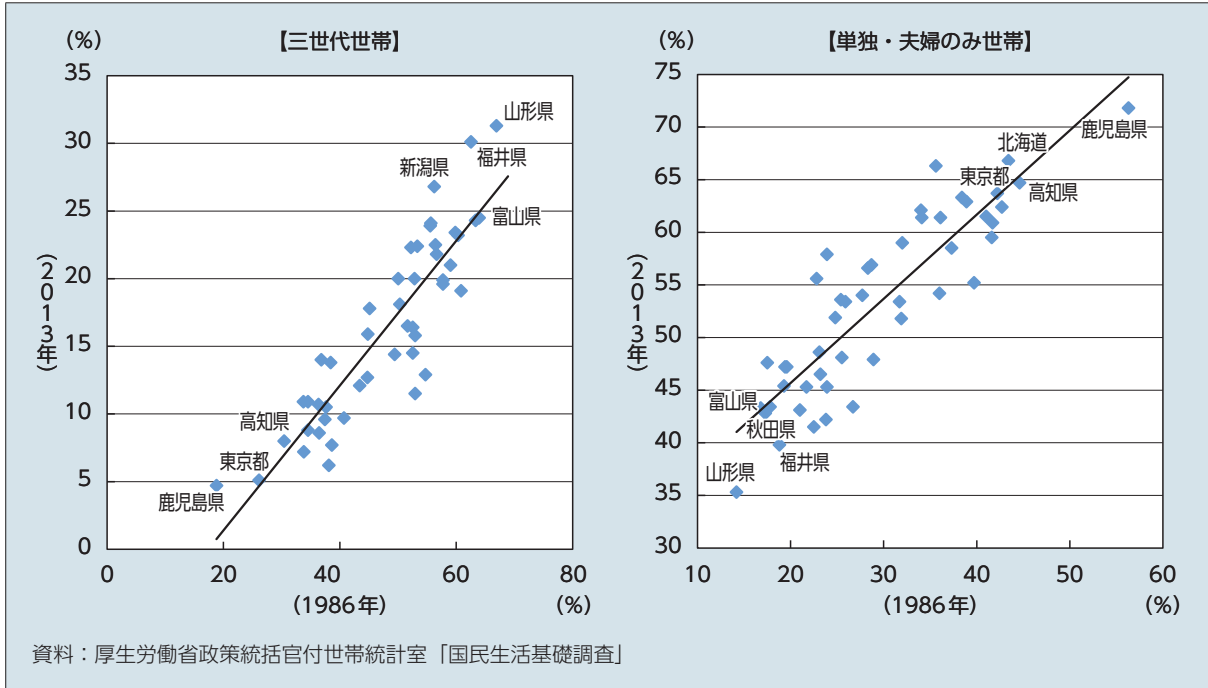


(約30年前と比較して、全ての都道府県で「単独」・「夫婦のみ世帯」の割合は増加。ただし、三世帯世帯の割合は東北・北陸地方で高く、西日本や都市部では低い傾向は大きく変わっていない)

こうした地域別の傾向は、1986年と比較しても大きな変化は起きていない。図表 1-2-3 は、「三世帯世帯」及び「単身・夫婦のみ世帯」の割合について、2013年の割合を縦軸、1986年の割合を横軸にとって描いた都道府県別の散布図であるが、これを見ると、時代の変化とともに全ての都道府県において、「三世帯世帯」の割合は低く（「単独・夫婦のみ世帯」の割合は高く）なっているものの、東北・北陸地方では三世帯世帯の割合が高く（単独世帯及び夫婦のみの世帯の割合は低く）、西日本や都市部では三世帯世帯の割合が低い（単独世帯及び夫婦のみの世帯の割合は高い）傾向そのものに変化は起きていないことが見てとれる。

図表 1-2-3

65歳以上の者のいる世帯数に占める「三世帯世帯」及び「単独・夫婦のみ世帯」の割合（1986年・2013年）



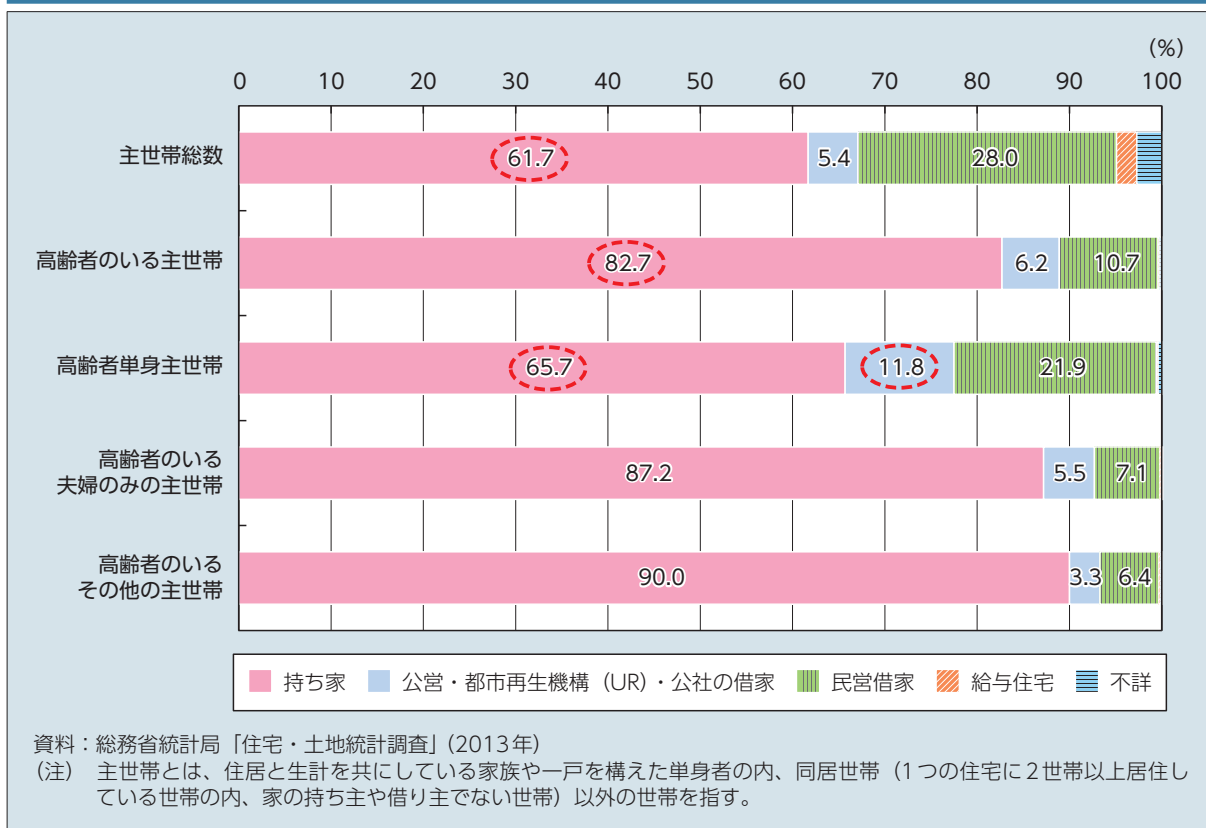
(2) 住宅の所有状況

(高齢者のいる世帯の8割以上が持ち家に居住。ただし、高齢者単身世帯では6割代と相対的に持ち家の割合は低い)

総務省「住宅・土地統計調査」で居住している住宅の所有の関係について見てみると、65歳以上の高齢者のいる主世帯では、持ち家が8割を超えており、主世帯全体（61.7%）に比べ、持ち家の割合が高くなっている。

一方で、高齢者のいる主世帯について、世帯構造別に住宅の所有の関係を見てみると、高齢者のいる夫婦のみの主世帯や高齢者のいるその他の主世帯では、9割近くが持ち家に居住しているのに対し、高齢者単身世帯では、持ち家が6割代となっており、借家の割合が1/3を超えている。また、主世帯全体では民間借家の割合が多いのに対し、高齢単身世帯では公営・都市再生機構（UR）・公社の借家の割合が多くなっている（[図表 1-2-4](#)）。

図表 1-2-4 世帯構造別に見た住宅の所有の関係別割合



2 高齢者の経済状況

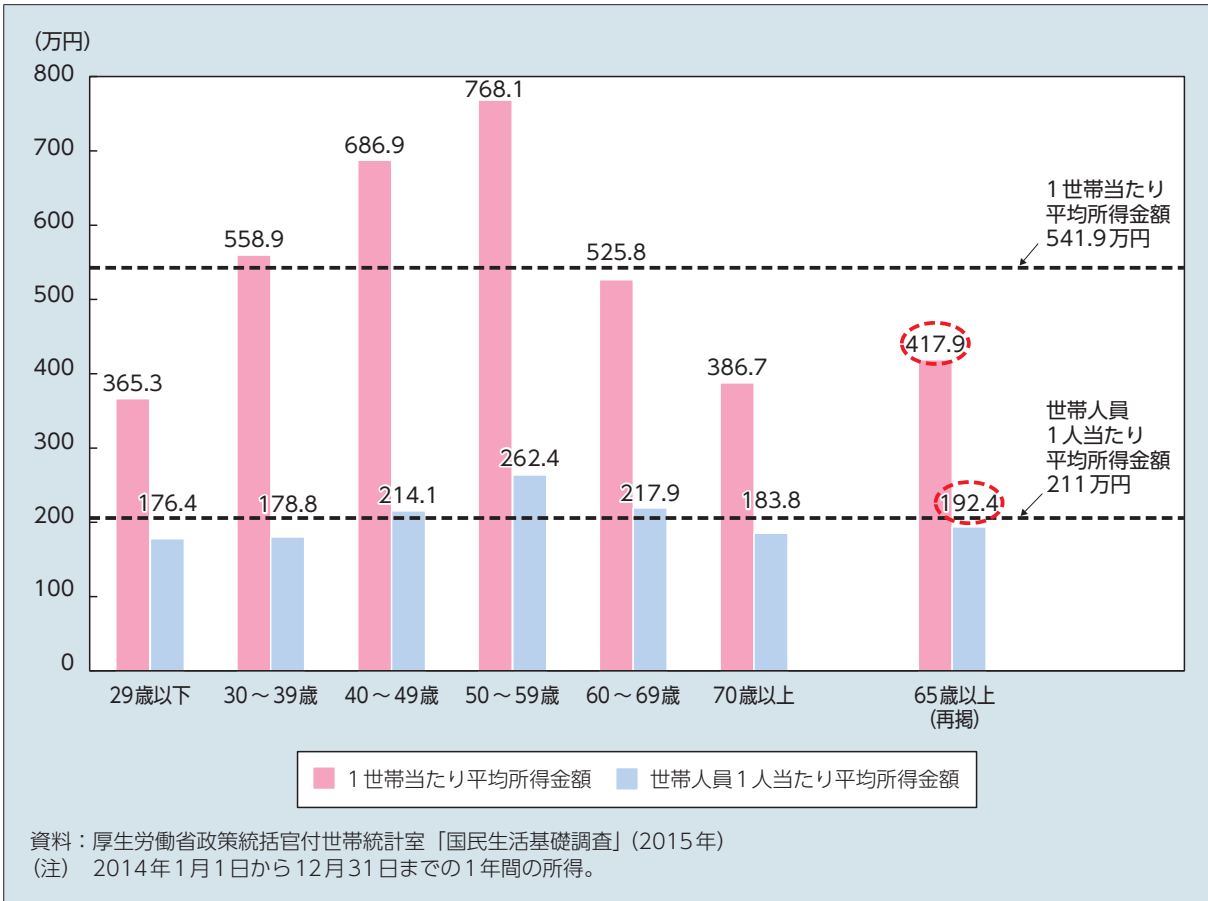
(1) 高齢者の所得

(高齢者の所得の中心は公的年金。世帯主の年齢が高くなるほど所得額に占める公的年金の割合は増加)

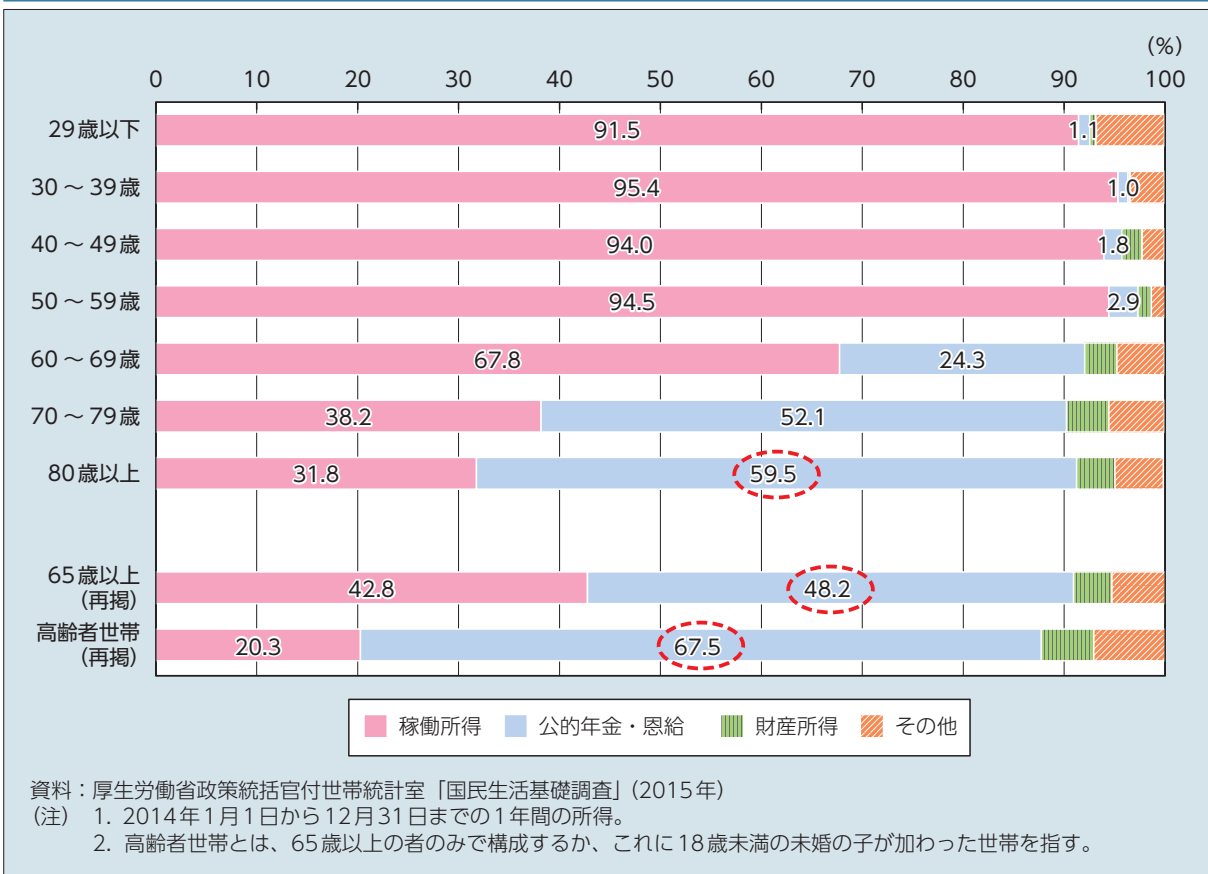
厚生労働省「国民生活基礎調査」により、世帯主の年齢階級別に1世帯当たりの平均所得金額を見てみると、世帯主が65歳以上の世帯では417.9万円と全世帯の541.9万円と比較して少ない。ただし、世帯人員1人当たりの平均所得額で見ると、世帯主が65歳以上の世帯では192.4万円と全世帯の211万円と比較して大きくは変わらない（図表1-2-5）。

次に、世帯主の年齢階級別に1世帯当たりの平均所得額の構成割合を見てみると、世帯主が60歳未満の世帯では、稼働所得が中心であるのに対し、世帯主が65歳以上の世帯では公的年金・恩給が48.2%ともっとも多くなっている。年齢階級が高くなるほど、平均所得額に占める公的年金・恩給の割合が高くなり、世帯主が80歳以上の世帯ではおよそ6割を占めている。また、高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成するか、これに18歳未満の未婚の子が加わった世帯）では、平均所得額に占める公的年金・恩給の割合は7割近くとなっている（図表1-2-6）。

図表 1-2-5 世帯主の年齢階級別に見た1世帯当たり及び世帯人員1人当たり平均所得金額



図表 1-2-6 世帯主の年齢階級別に見た所得の種類別1世帯当たり平均所得金額の構成割合



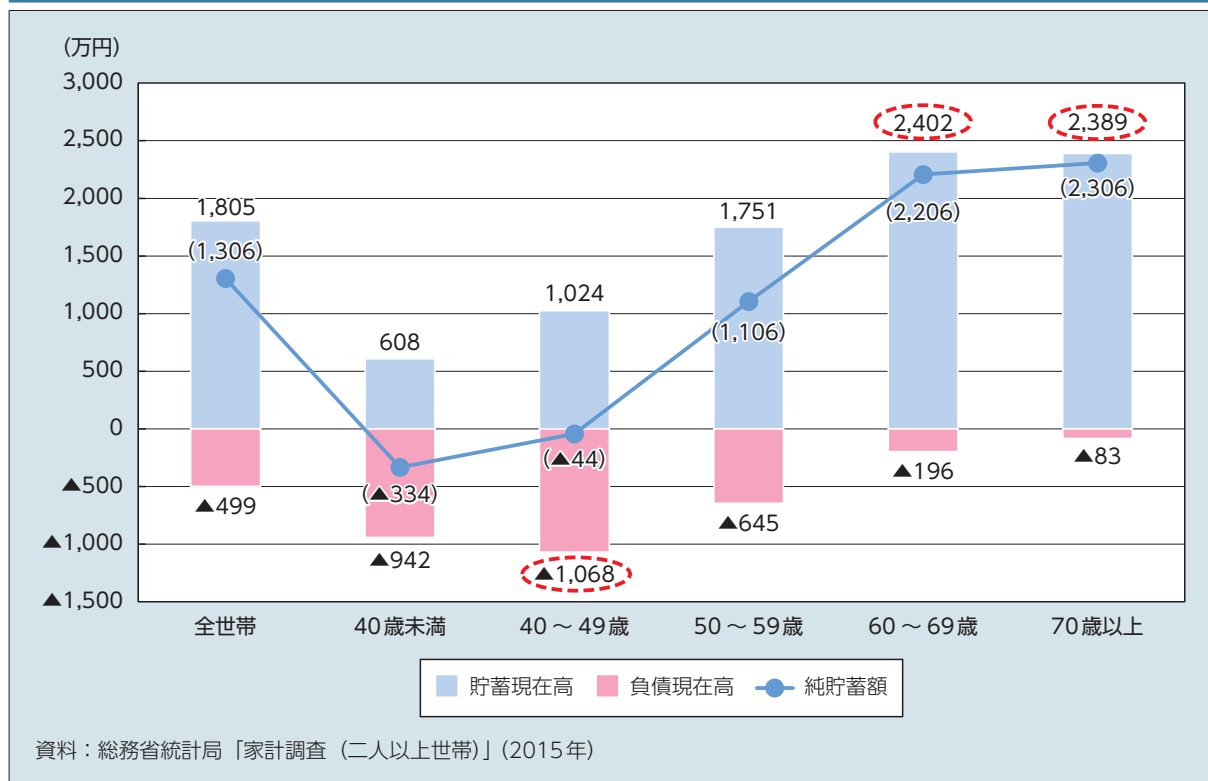
(2) 高齢者の貯蓄

(現役世代と比較して高齢者の貯蓄額は多いが、分布のばらつきが大きい)

総務省統計局「家計調査」により、二人以上の世帯について世帯主の年齢階級別に1世帯当たりの貯蓄現在高の状況を見てみると、年齢階級が高くなるに従い多くなる傾向にあり、60歳以上の年齢階級では2,000万円を超える貯蓄現在高となっている。1世帯当たりの負債現在高の状況を見てみると、40～49歳の1,068万円をピークに、それ以降は年齢階級が高くなるに従って少なくなっており、60歳以上の年齢階級では非常に少なくなっている。

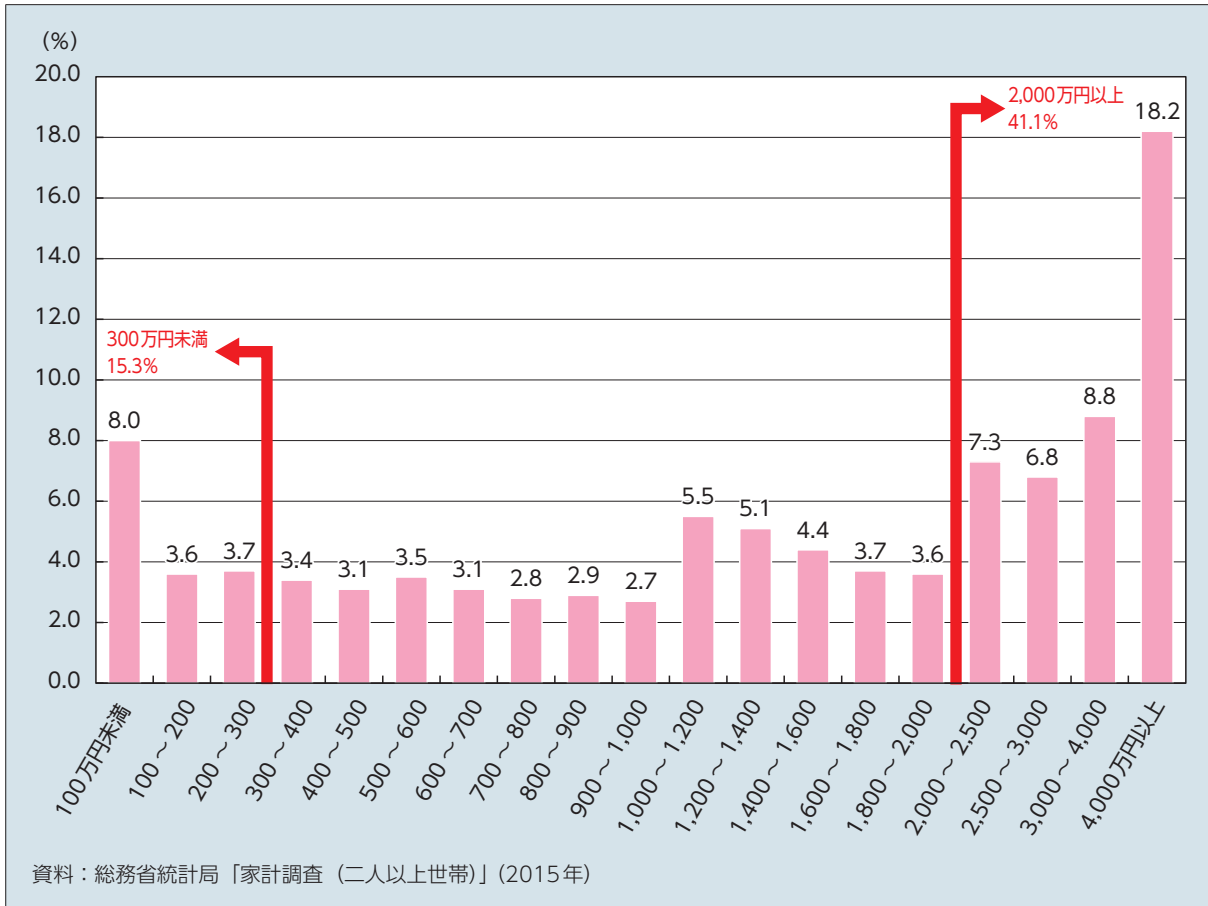
60歳以上の年齢階級では、他の世代と比べて貯蓄現在高が多く負債現在高が少ないため、1世帯当たりの純貯蓄額（貯蓄現在高－負債現在高）は、60歳未満の年齢階級と比較して大きな額を保有していることが分かる（図表1-2-7）。

図表 1-2-7 世帯主の年齢階級別に見た貯蓄・負債現在高



次に、世帯主が60歳以上の世帯について貯蓄現在高階級の世帯分布を見てみると、貯蓄額2,000万円以上の世帯が全体の4割強を占めている一方で、貯蓄額300万円未満の世帯も全体の15.3%を占めており、分布のばらつきが大きくなっている（図表1-2-8）。

図表 1-2-8 世帯主が60歳以上の世帯の貯蓄現在高階級別世帯分布



(3) 高齢者の生活水準

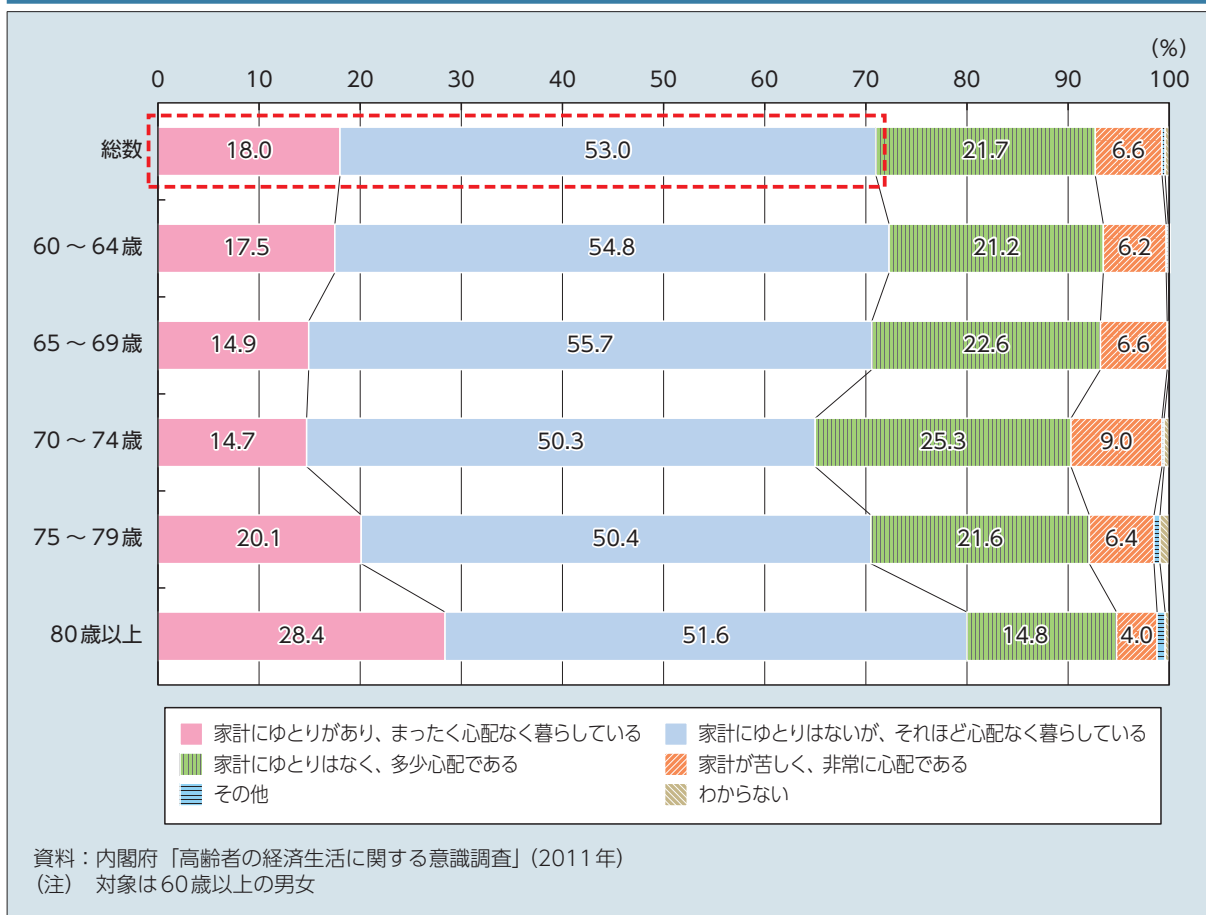
（経済的に心配なく暮らしている高齢者は7割以上。諸外国と比較しても経済的に困っていないと感じている高齢者の割合は高い）

これまで見てきたとおり、我が国の高齢者はその他の世代に比べて貯蓄額は多く持ち家率も高いことから、平均的に見れば、それなりの生活水準が維持出来ているといえる。

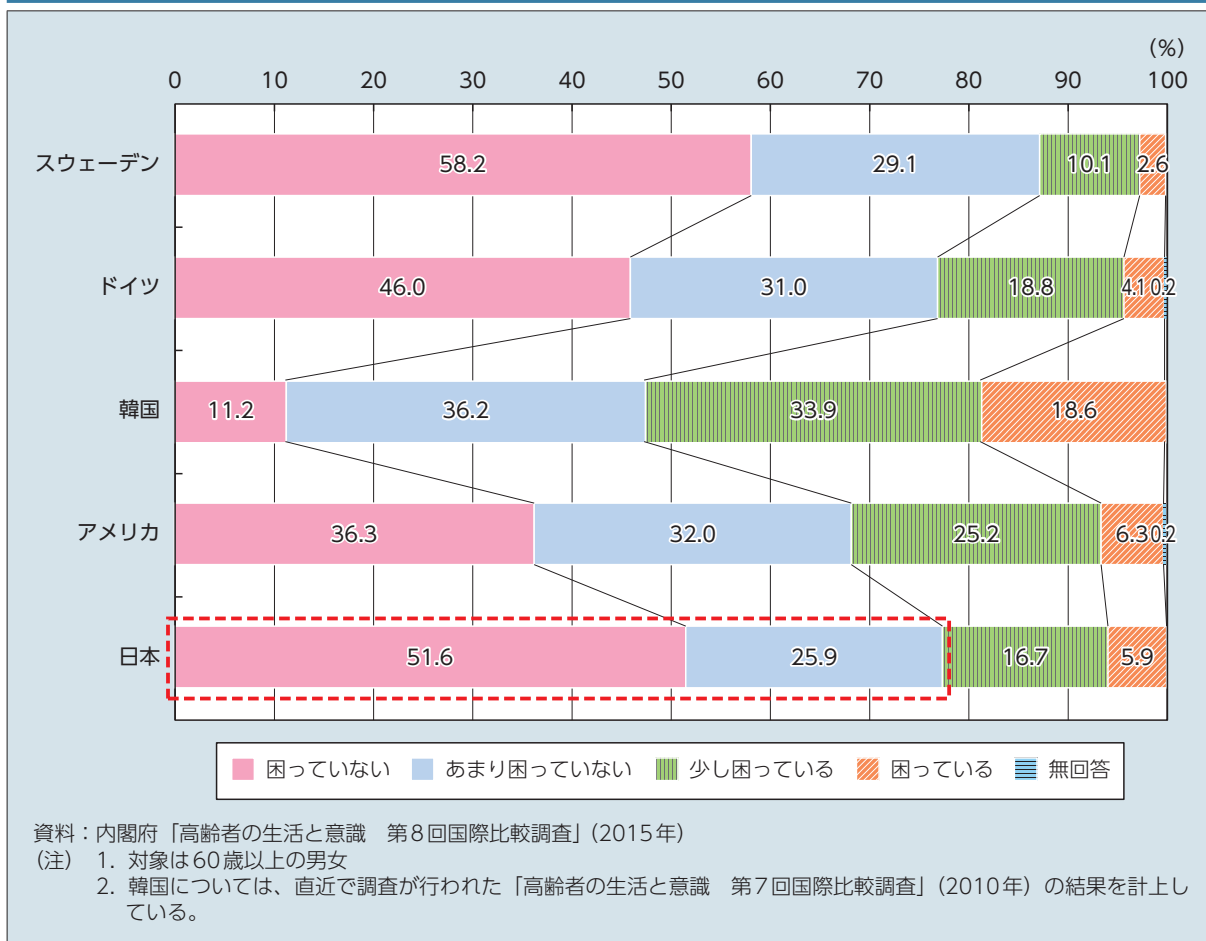
60歳以上の高齢者の経済的な暮らし向きについて、内閣府が実施した「高齢者の経済生活に関する意識調査」でも、「心配ない」（「家計にゆとりがあり、まったく心配なく暮らしている」と「家計にゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている」の計）と感じている高齢者の割合は全体で7割を超えており、80歳以上では80.0%と高い割合になっている（[図表 1-2-9](#)）。

また、高齢者の経済的暮らしについて、内閣府が実施した「高齢者の生活と意識 第8回国際比較調査」で諸外国と比較をしてみても、経済的に困っていないと感じている高齢者の我が国の割合は高い（[図表 1-2-10](#)）。

図表 1-2-9 高齢者の暮らし向き

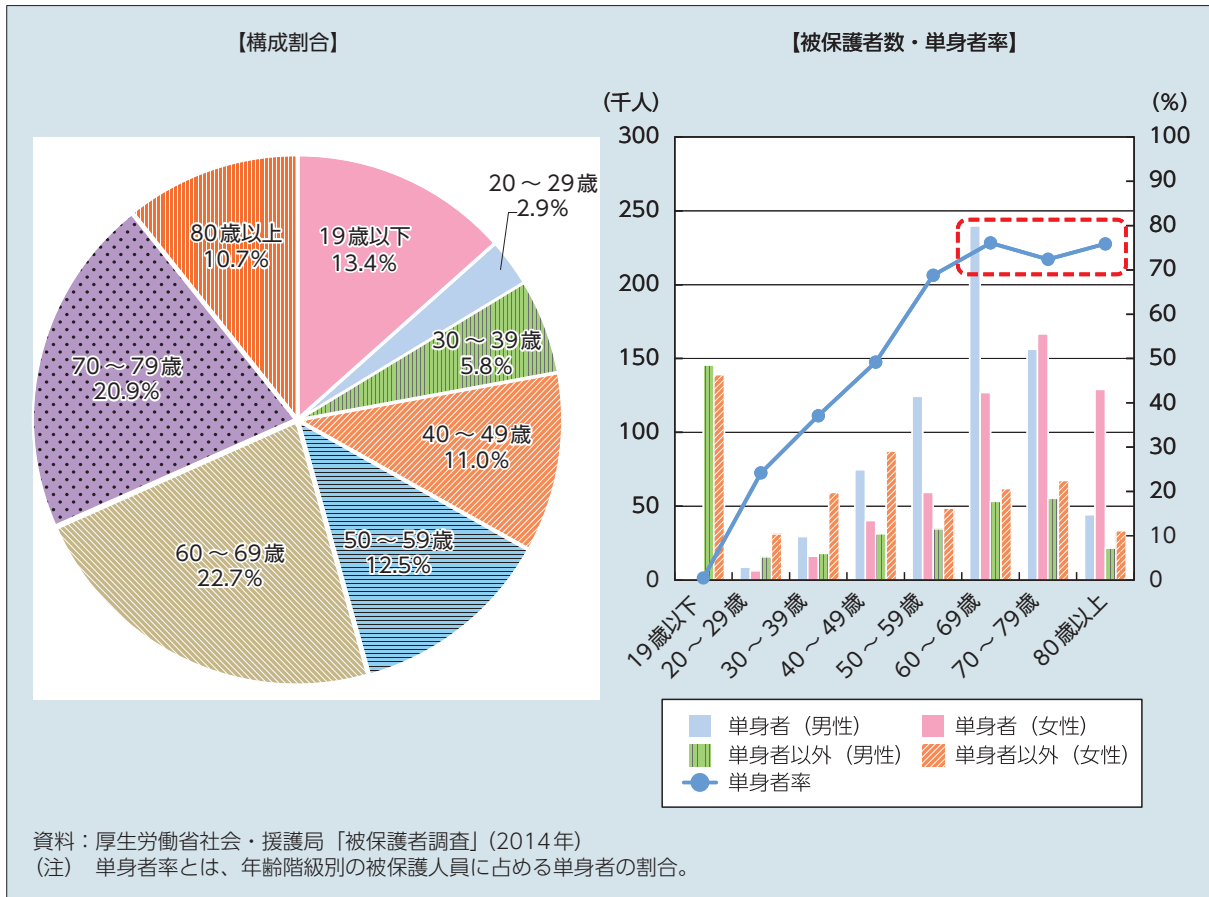


図表 1-2-10 高齢者の経済的な暮らし向き (国際比較)



一方で、年齢階級別に生活保護受給者数の構成割合を見ると、受給者総数に占める60歳以上の高齢者の割合は5割を超えている。また、年齢階級別に生活保護受給者数について単身者と単身者以外で分けて状況を見てみると、年齢階級が高くなるに従い、生活保護受給者数に占める単身者の割合（単身者率）は高くなる傾向にあり、60歳以上の年齢階級では7割を超えている（図表1-2-11）。

図表1-2-11 年齢階級別にみた被保護者の状況



3 高齢者の社会参加

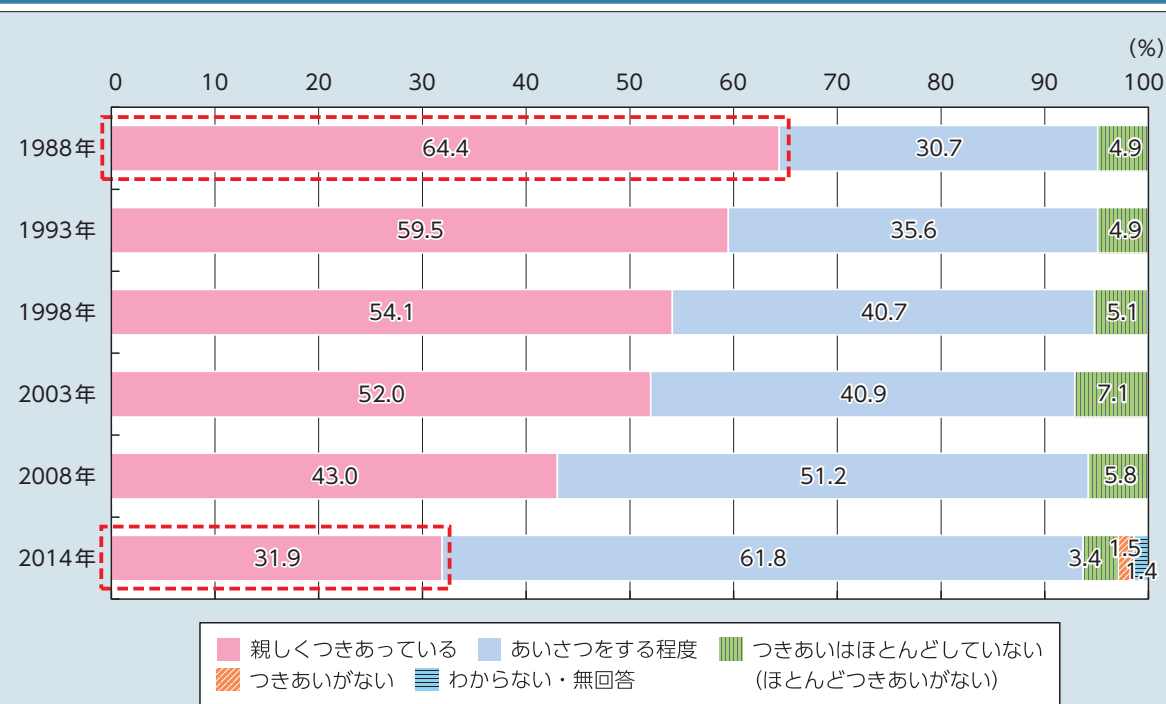
(高齢者の近所の人たちとの交流は年々減少。都市規模が大きいほど近所の人たちとの交流が少なくなる傾向)

(1) 高齢者の近所づきあい

内閣府が実施した意識調査をもとに、60歳以上の高齢者の近所の人たちとの交流について見てみると、「親しくつきあっている」と回答した割合は、年々減少しており、1988（昭和63）年には64.4%と6割を超えていたものが、2014（平成26）年には31.9%と半分以下にまで減少している。（図表1-2-12）。

また、都市規模別に見てみると、都市規模が大きいほど近所の人たちとの交流が少ない傾向にあり、特に大都市では22.8%と低い割合となっている（図表1-2-13）。

図表 1-2-12 高齢者の近所の人たちとの交流



資料：2008年以前：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」、2014年：内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」

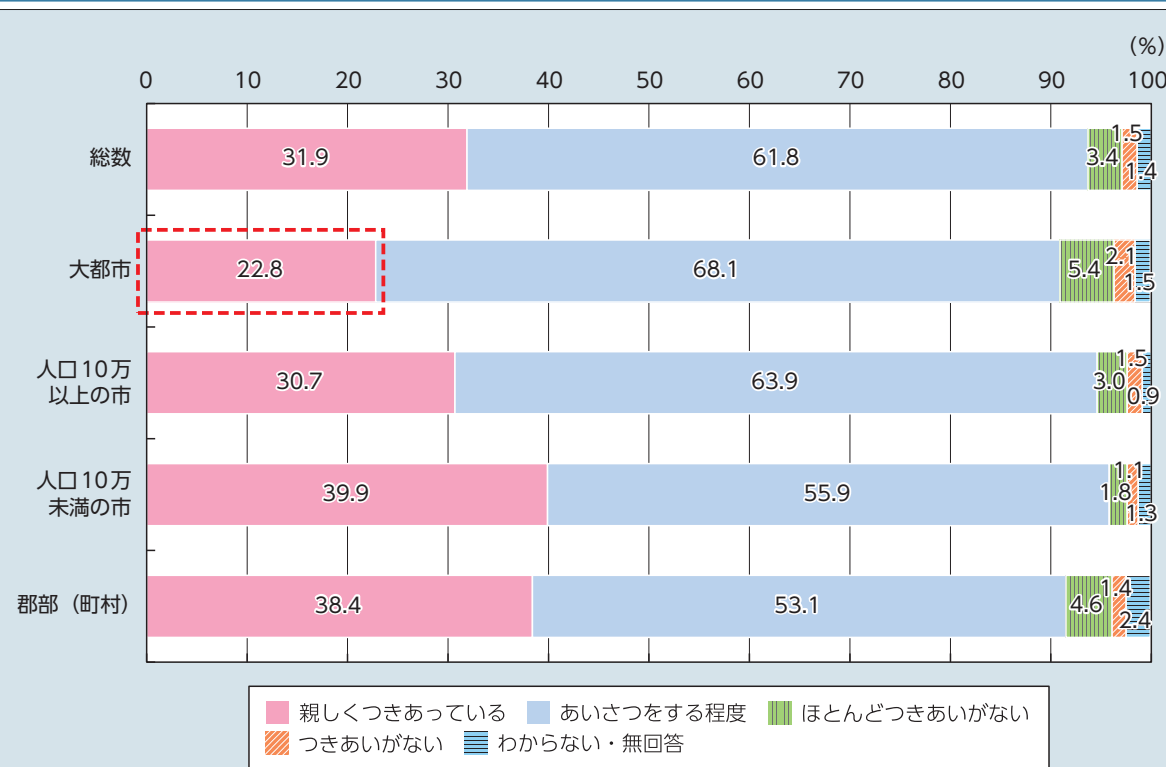
(注) 1. 対象は60歳以上の男女

2. それぞれの調査における選択肢は以下のとおり。

高齢者の地域社会への参加に関する意識調査：「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「つきあいはほとんどしていない」

高齢者の日常生活に関する意識調査：「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「ほとんどつきあいがいい」、「つきあいがいい」、「わからない」、「無回答」

図表 1-2-13 都市規模別に見た高齢者の近所の人たちとの交流



資料：内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」(2014年)

(注) 1. 対象は60歳以上の男女

2. 大都市とは、東京都区部と政令指定都市を指す。

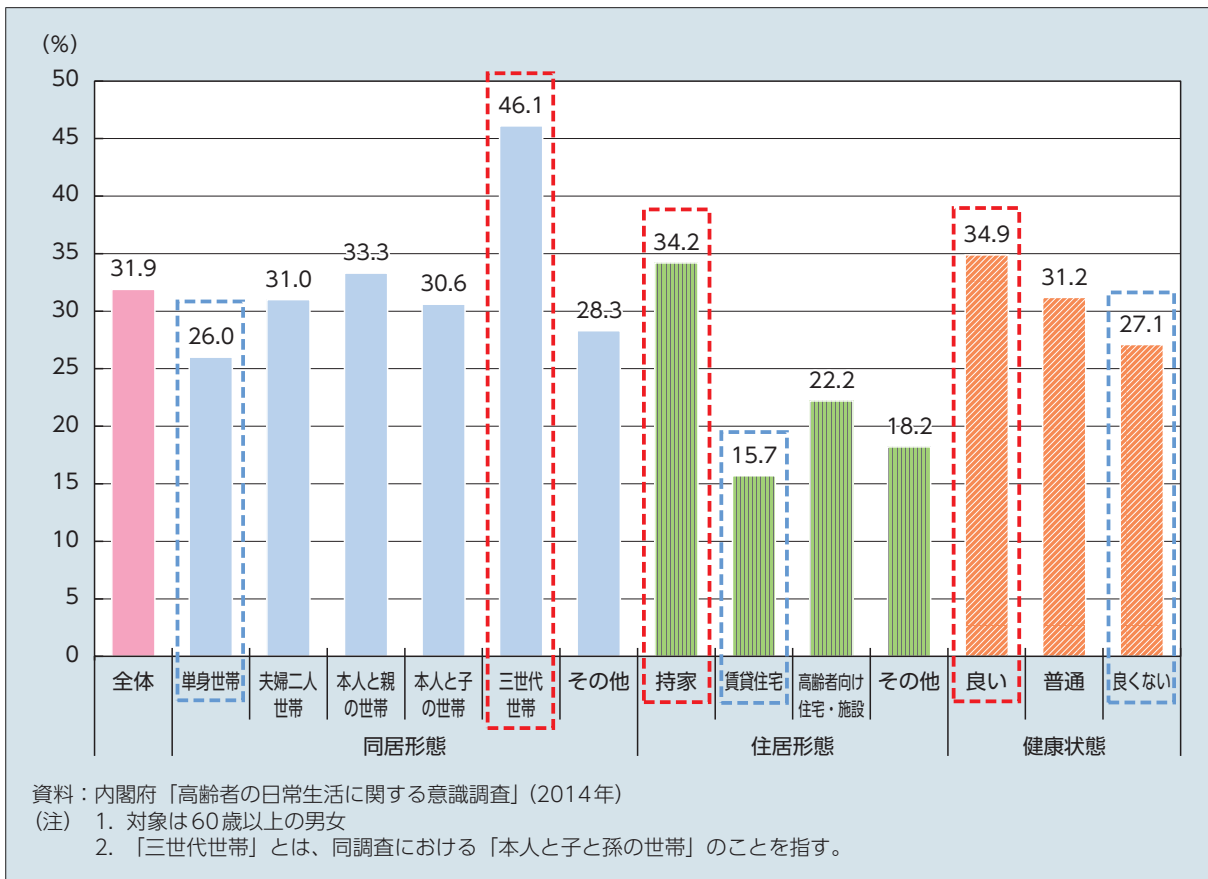
(近所付き合いの程度は、「単身世帯」、「賃貸住宅」で低い。また、近所の人たちと親しくつきあっている人ほど、健康状態は良い傾向)

さらに、属性別に近所の人たちと親しくつきあっている人の割合を示したのが図表1-2-14である。まず、同居形態別で見ると、親しくつきあっている人の割合は、「三世代世帯」で高く「単身世帯」で低くなっている。特に「三世代世帯」では46.1%と全体の31.9%と比較して高い割合となっている。

次に、住居形態別で見ると、親しくつきあっている人の割合は、「持家」で高く「賃貸住宅」で低くなっている。特に「賃貸住宅」では15.7%と全体の半分に満たない割合となっている。なお、図には示していないが、「持家」でも集合住宅で所有している人の割合で見ると14.0%と低い割合となっている。

また、近所の人たちと親しくつきあっている人ほど、健康状態が良い傾向であることも見てとれる。

図表1-2-14 属性別に見た近所の人たちと親しくつきあっている人の割合



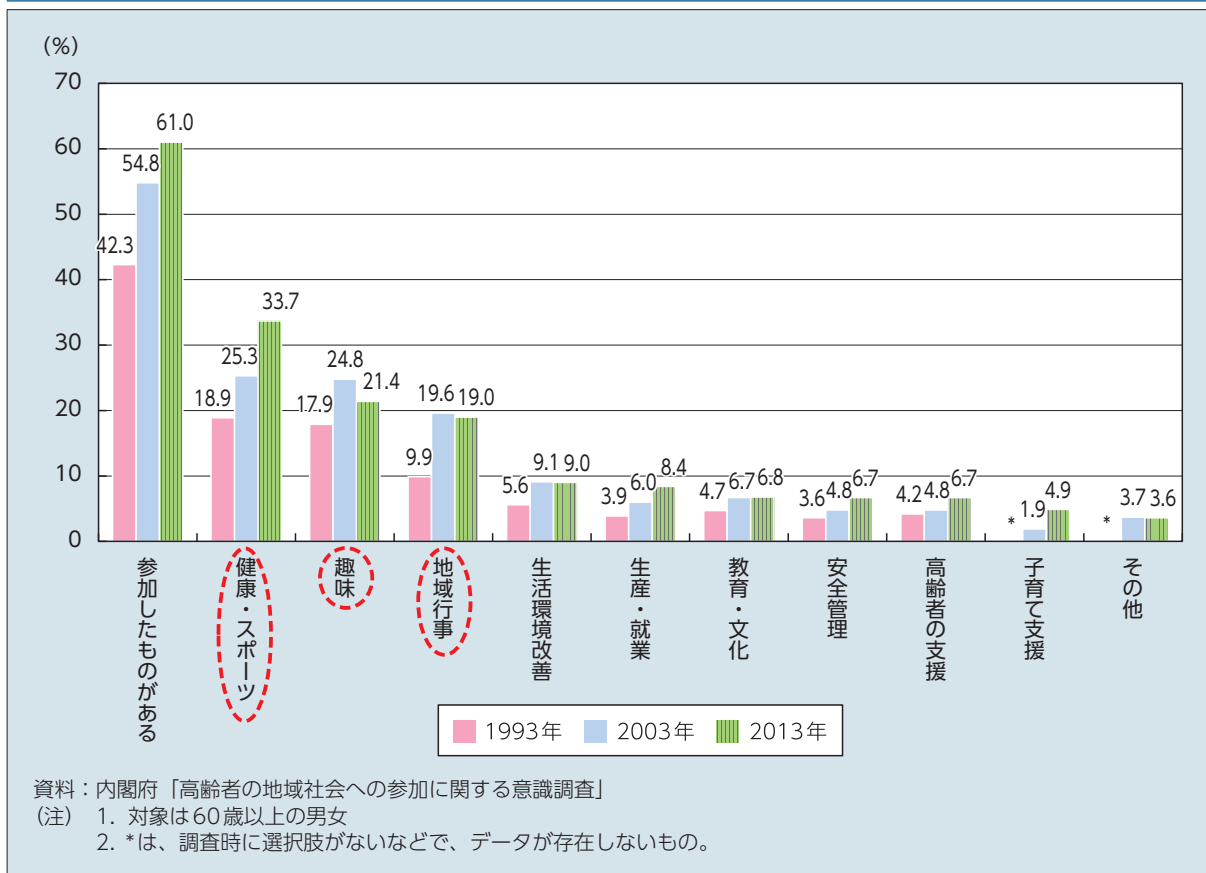
(2) 高齢者の社会参加活動の状況

(高齢者の自主的・社会的活動への参加は年々増加している)

内閣府が実施した「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」より、60歳以上の高齢者の自主的・社会的活動への参加状況について見てみると、何らかの自主的な活動に参加している高齢者の割合は、1993(平成5)年では42.3%であったのが、2003(平成15)年では54.8%、2013(平成25)年では61.0%と年々増加している。

具体的な活動について見てみると、「健康・スポーツ」、「趣味」、「地域行事」の順となっており、特に「健康・スポーツ」は年々増加している(図表1-2-15)。

図表 1-2-15 高齢者の自主的社会的活動への参加状況



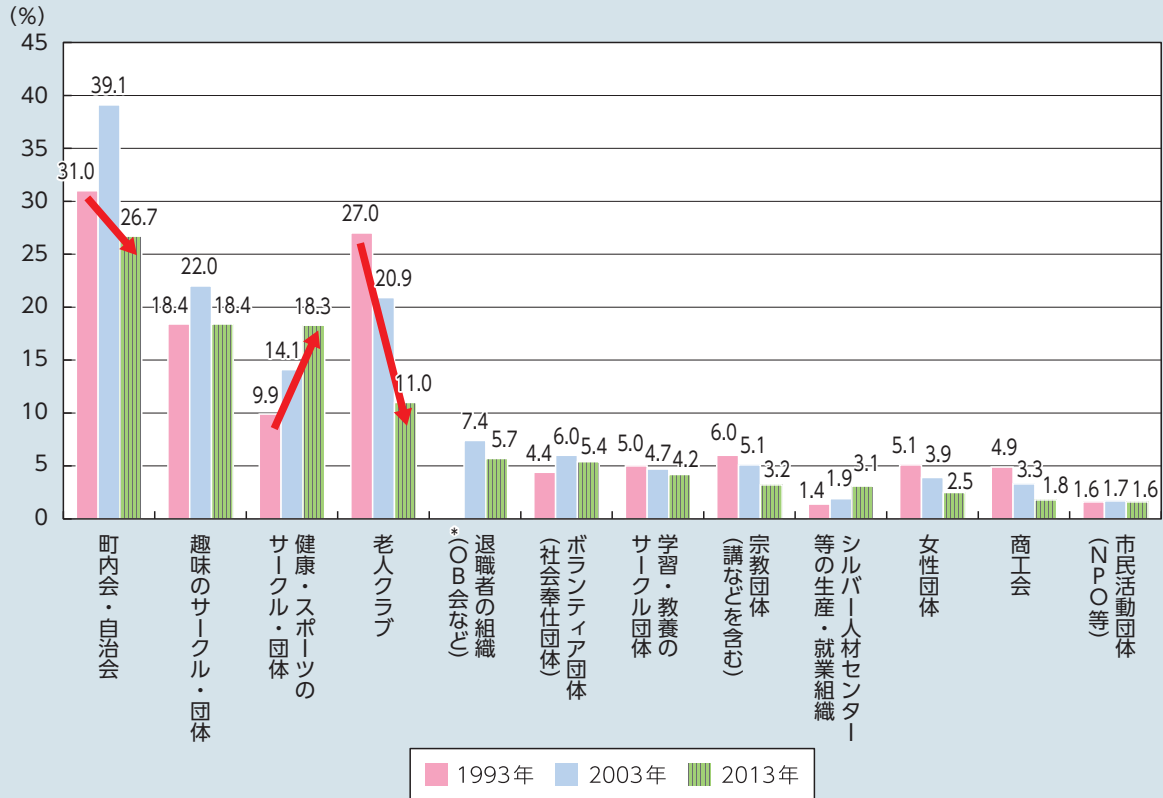
(高齢者が参加している団体は、「町内会・自治会」が最も多い。ただし、「町内会・自治会」や「老人クラブ」といった伝統的な地域組織への参加は1993年と比べて減少)

次に、高齢者が参加している団体（2013年）について見てみると、「町内会・自治会」が26.7%と最も多く、「趣味のサークル・団体」（18.4%）、「健康・スポーツのサークル・団体」（18.3%）、「老人クラブ」（11.0%）と続いている。時系列で見ると、「健康・スポーツのサークル・団体」への参加は増加している一方で、「町内会・自治会」や「老人クラブ」といった伝統的な地域組織への参加については、1993年と比較して減少している（図表1-2-16）。

(「ボランティア団体」、「市民活動団体（NPO等）」に参加したいと考えている高齢者のうち、実際に参加している高齢者はおよそ3割にとどまっている)

また、団体に参加したいと考えている高齢者のうち、実際に参加している人の割合を団体別に見たものが図表1-2-17である。これを見てみると、伝統的な地域組織である「町内会・自治会」や「老人クラブ」では、「参加したい」と考えている人の7割以上が「参加している」と回答している一方で、「ボランティア団体」、「市民活動団体（NPO等）」では「参加したい」と考えている人で「参加している」と回答した人は約3割にとどまっている。地域での活動等に興味を持っている高齢者のうち、その興味が実際の地域活動へと結びついていない実態があることがうかがえる。

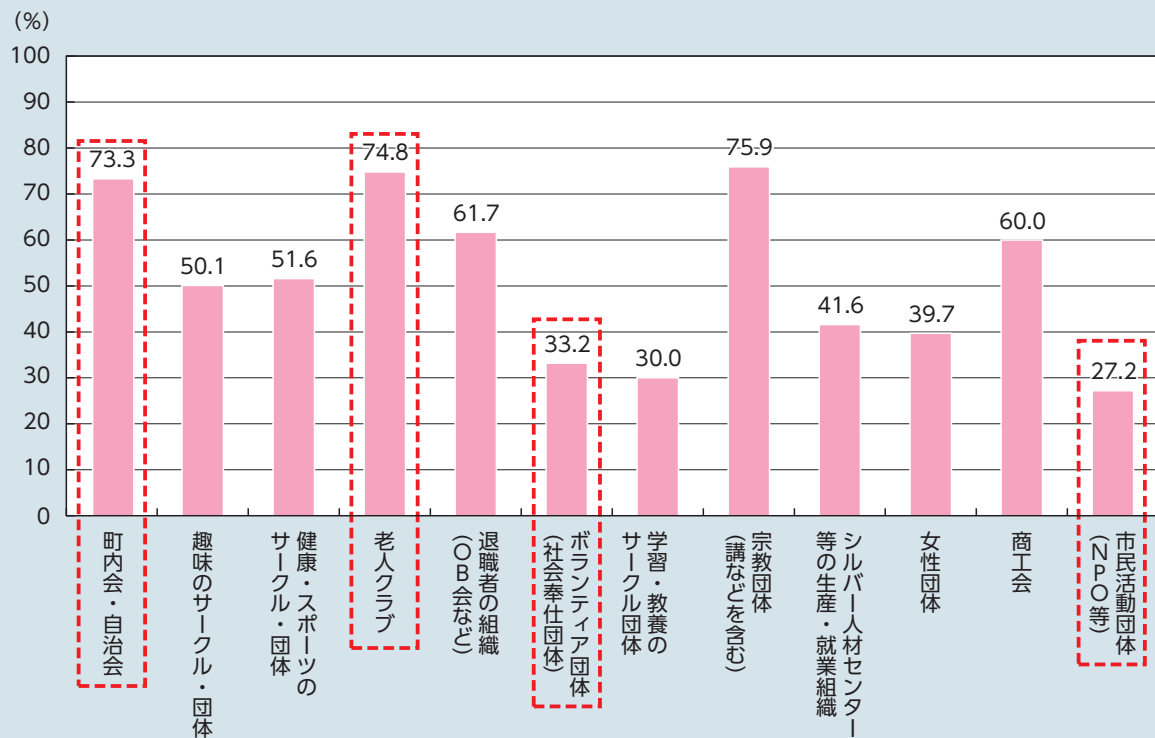
図表 1-2-16 高齢者の参加している団体



資料：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」

- (注) 1. 対象は60歳以上の男女
 2. *は、調査時に選択肢がないなどで、データが存在しないもの。
 3. 「その他」や「参加したくない」などの回答を除く。

図表 1-2-17 参加したいと回答した団体への参加状況



資料：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(2013年)

- (注) 1. 対象は60歳以上の男女
 2. 「その他」を除く。

第3節 高齢期の就労の状況

我が国における65歳以上人口が総人口に占める割合である高齢化率は、2060（平成72）年には約40%に達すると推計されている。団塊の世代も2012（平成24）年から2014（平成26）年にかけて65歳に到達した。今後、生産年齢人口（15～64歳の人口）の減少が懸念される中で、高齢期における就労は、若者・女性の就労に並び重要な問題である。ここでは、主に65歳以上の者を中心に高齢期における就労の状況について見てみることにする。

1 高齢者の労働力人口

（高齢者の労働力人口は年々増加）

2015（平成27）年の労働力人口^{*1}は、6,598万人で、前年に比べ11万人の増加となった。

15～64歳（生産年齢人口に当たる年齢）の労働力人口は5,853万人と前年に比べ38万人の減少となっているのに対し、65歳以上の労働力人口は744万人と前年に比べ48万人の増加となっており、65歳以上の労働力人口の増加が総数を押し上げたことがうかがえる。

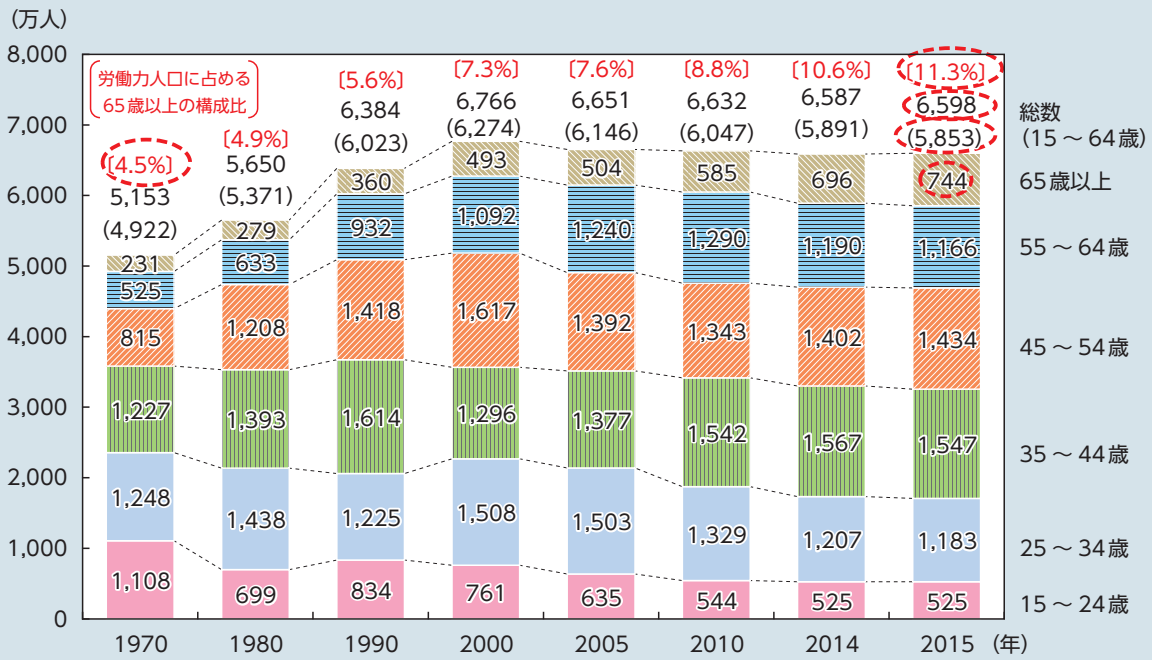
また、遡って1970（昭和45）年当時と2015年の労働力人口総数に占める65歳以上労働力人口の割合を比較すると、4.5%から11.3%とおおよそ2.5倍に増えており、人口構成の高齢化と同じく、労働力人口の構成においても高齢化の傾向が見てとれる（**図表1-3-1**）。

労働力人口比率^{*2}を2005（平成17）年と2015年で比較してみると、10年の間で特に60～69歳において上昇が見られる。男性で60～64歳は70.3%から78.9%、65～69歳は46.7%から54.1%に上昇している。なお、女性は60～69歳に限らず、全体として上昇が見られる（**図表1-3-2**）。

*1 「労働力人口」とは、15歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたものをいう。

*2 「労働力人口比率」とは、15歳以上の人口に占める「労働力人口」の割合をいう。

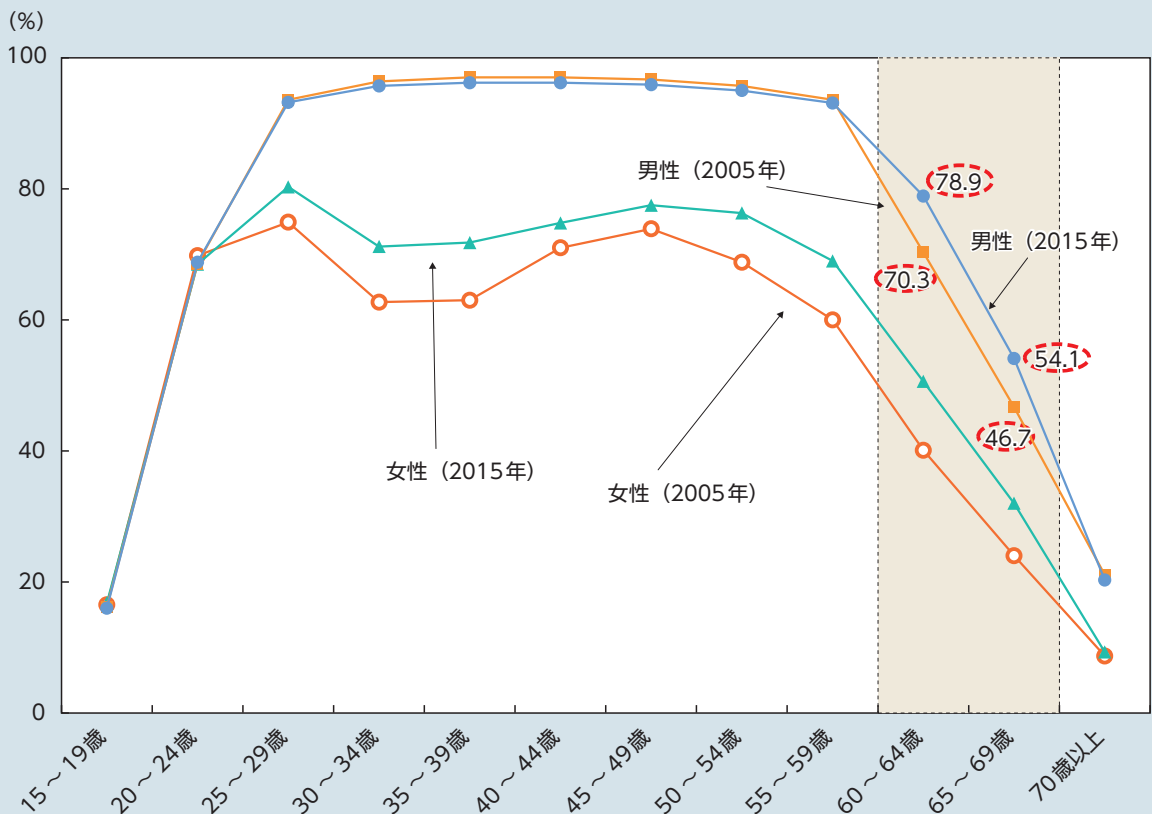
図表 1-3-1 労働力人口の推移



資料：総務省統計局「労働力調査」(基本集計)

(注) 1. 「労働力人口」とは、15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたものをいう。
2. 1970年は、沖縄県を含まない。

図表 1-3-2 年齢階級別労働力人口比率の比較



資料：総務省統計局「労働力調査」(基本集計)

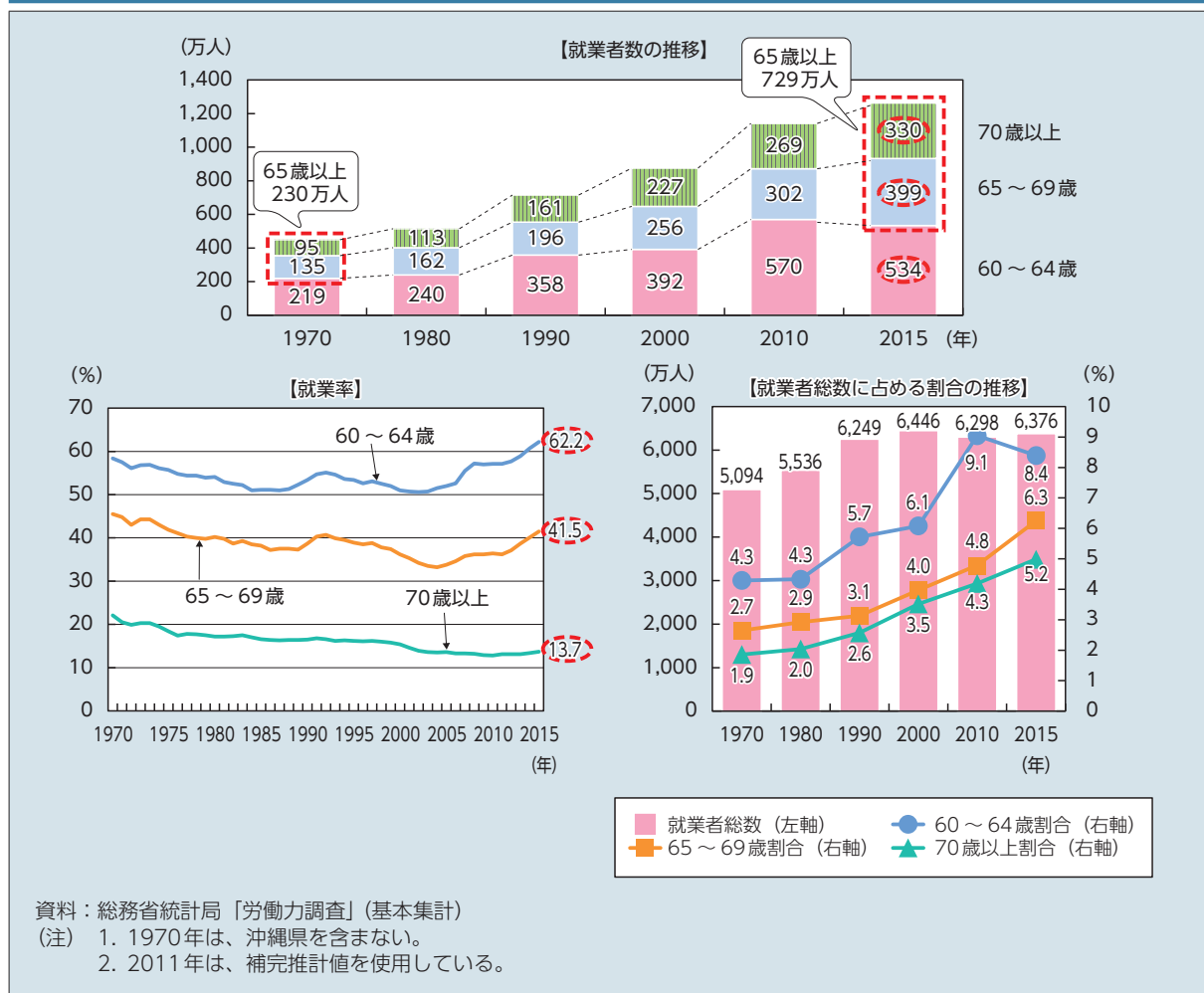
(注) 各年齢階級の人口に占める「労働力人口」の割合。

2 高齢者の就業者数と就業率

(高齢者の就業者数は年々増加、60歳以上の男性の就業率は各国と比較して高水準)

2015（平成27）年の60歳以上の就業者数（就業率）について見てみると、60～64歳は534万人（62.2%）、65～69歳は399万人（41.5%）、70歳以上は330万人（13.7%）となっている。60～64歳層は、高齢者雇用確保措置の導入が義務付けられた2006（平成18）年以降、就業率が上昇している（高齢者雇用確保措置については、後述）。65歳以上の就業者数は、1970（昭和45）年に230万人であったが、2015年には729万人と3倍以上に増加しており、就業者総数に占める割合も上昇傾向にある（図表1-3-3）。

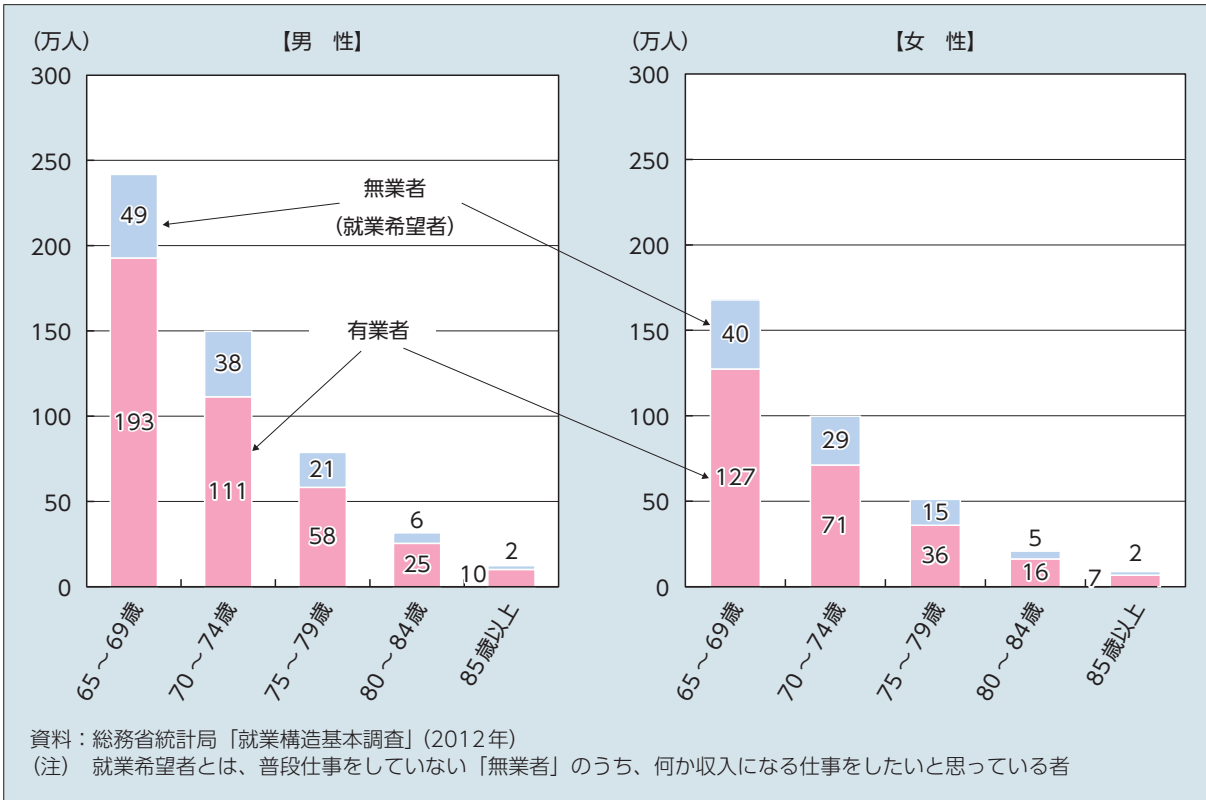
図表 1-3-3 就業者数と就業率などの推移



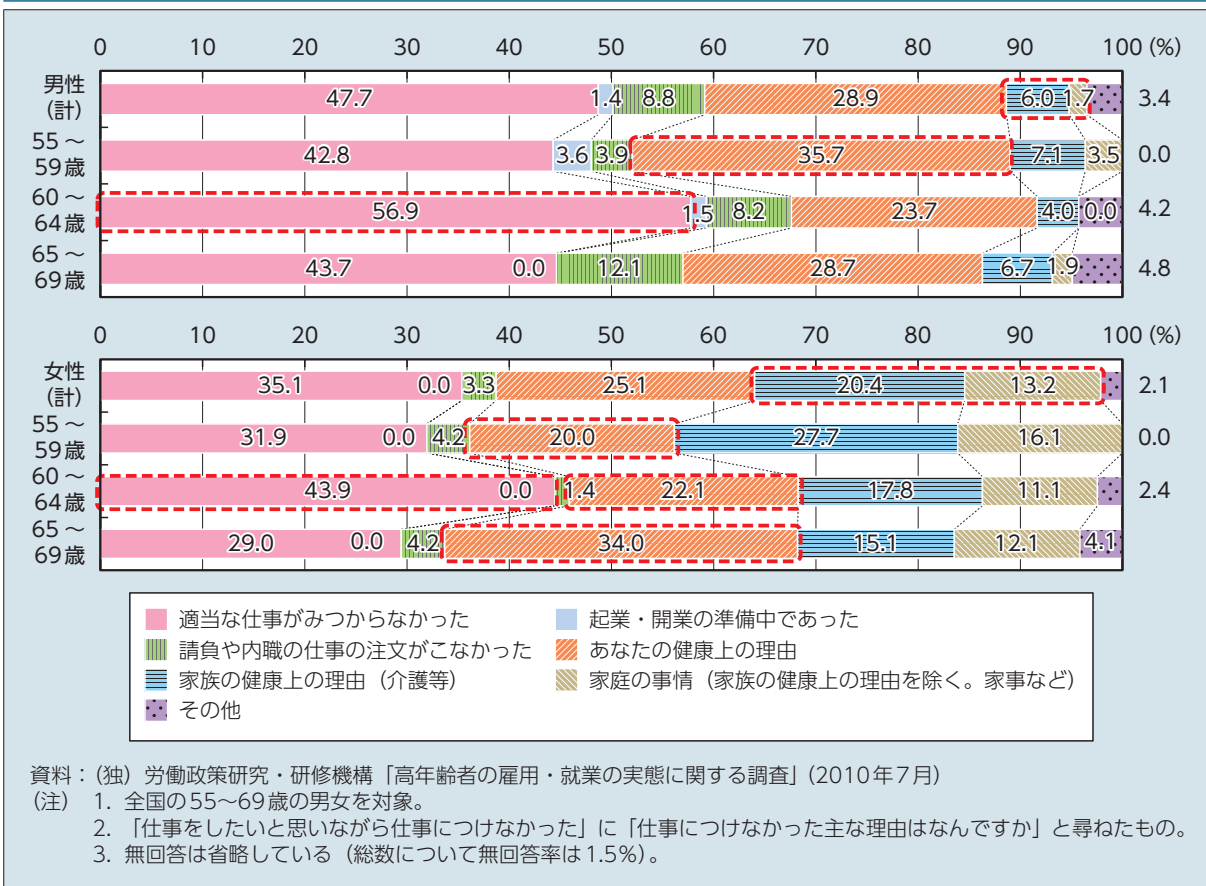
また、現在は働いていないが、就職を希望している者も多い。65歳以上の男女で就業希望がありながら就業できていない者は合計で207万人にのぼる（図表1-3-4）。

別の調査ではあるが、就業希望者の仕事に就けなかった理由について性・年齢階級別に見てみると、男女ともいずれの年齢階級でも「適当な仕事が見つからなかった」が最も多いが、60～64歳でその割合が高い。「あなたの健康上の理由」は男性が55～59歳で最も割合が高いのに対して女性では年齢階級が高くなるほど増加している。女性では「家族の健康上の理由（介護等）」や「家庭の事情（家族の健康上の理由を除く。家事など）」が男性に比べ高い（図表1-3-5）。

図表 1-3-4 有業者数と就業希望者数



図表 1-3-5 仕事につけなかった主な理由 (性・年齢階級別)

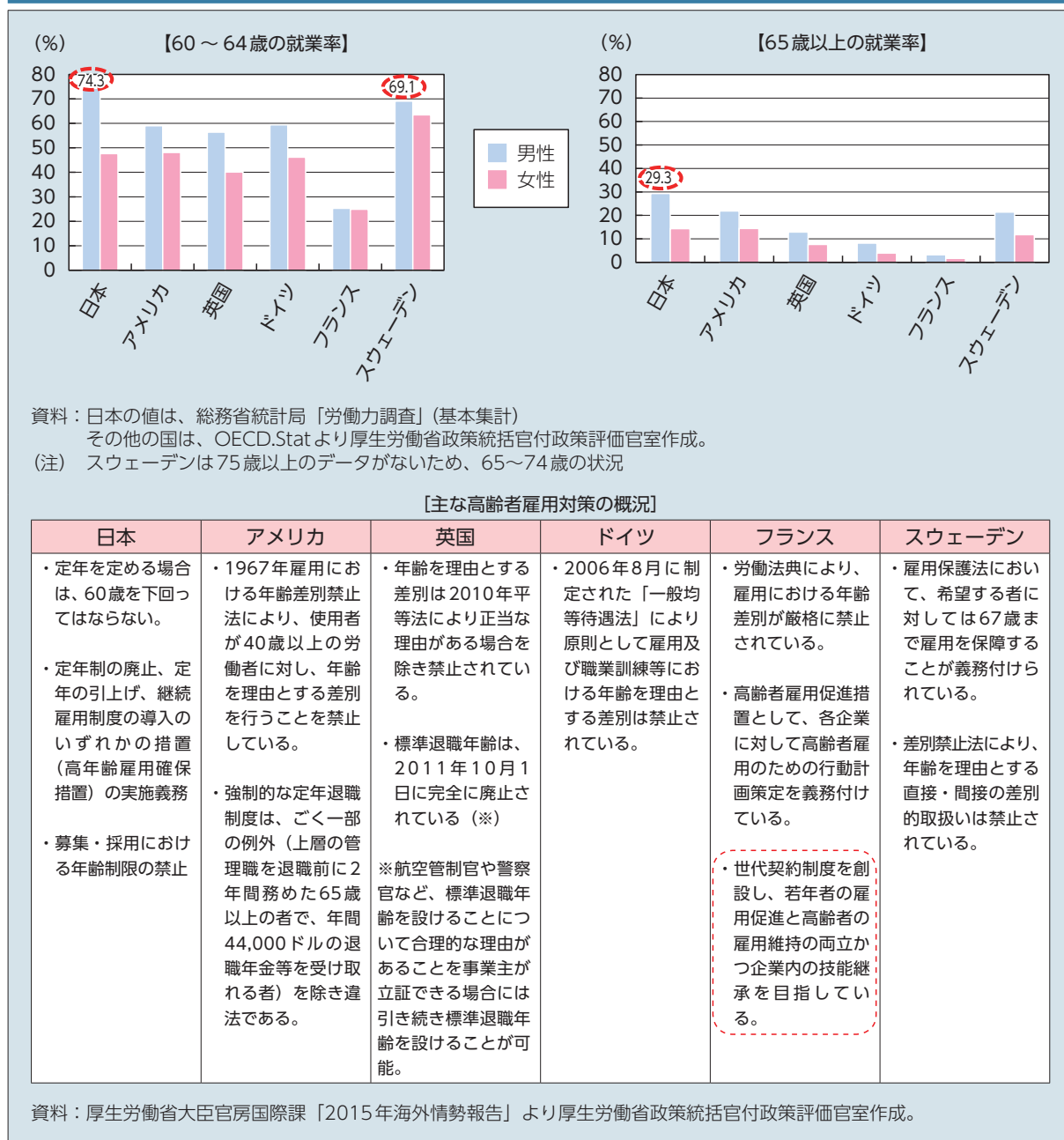


ここまでみてきたように、我が国の高齢者の就業率は、近年は上昇傾向にあるが、国際的にみても高水準にある。就業率について各国と比較してみると、我が国の60～64

歳の男性の就業率は、74.3%とスウェーデン（69.1%）と同水準であり、65歳以上でも29.3%と高い水準にある。

また、各国の主な雇用対策を見てみると、年齢を理由にした差別を禁止している点で共通している。また、フランスは、就業率が低いものの、高齢者の雇用維持施策として世代契約制度を創設し、若年者の雇用創出と高齢者の雇用維持に加え、企業内の円滑な技能継承を目指すなどの取組みを行っている（図表1-3-6）。

図表 1-3-6 就業率の国際比較（2014年）と高齢者雇用対策等の概況



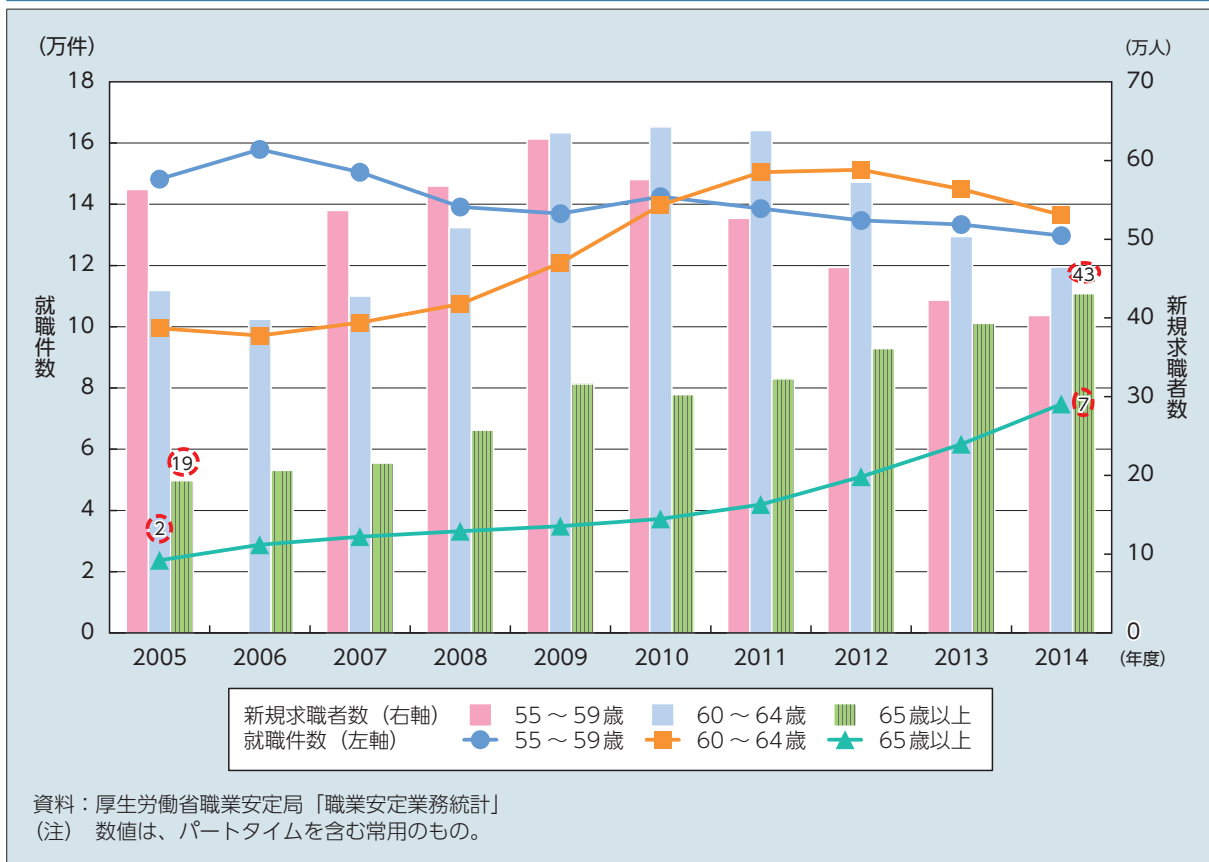
3 ハローワークにおける高齢者

（2005年度と比べると、65歳以上の高齢者の就職件数は3.5倍増加、その新規求職者数は約2倍増加）

ハローワークにおける高齢者の就職状況についても、65歳以上の者については増加の傾向を見せている。就職件数については、2005（平成17）年度の2万人から2014（平

成26) 年度には7万人と3.5倍の増加、新規求職者数も2005年度の19万人から2014年度には43万人と2倍以上の増加となっている(図表1-3-7)。

図表 1-3-7 ハローワークにおける高齢者の就職状況の推移



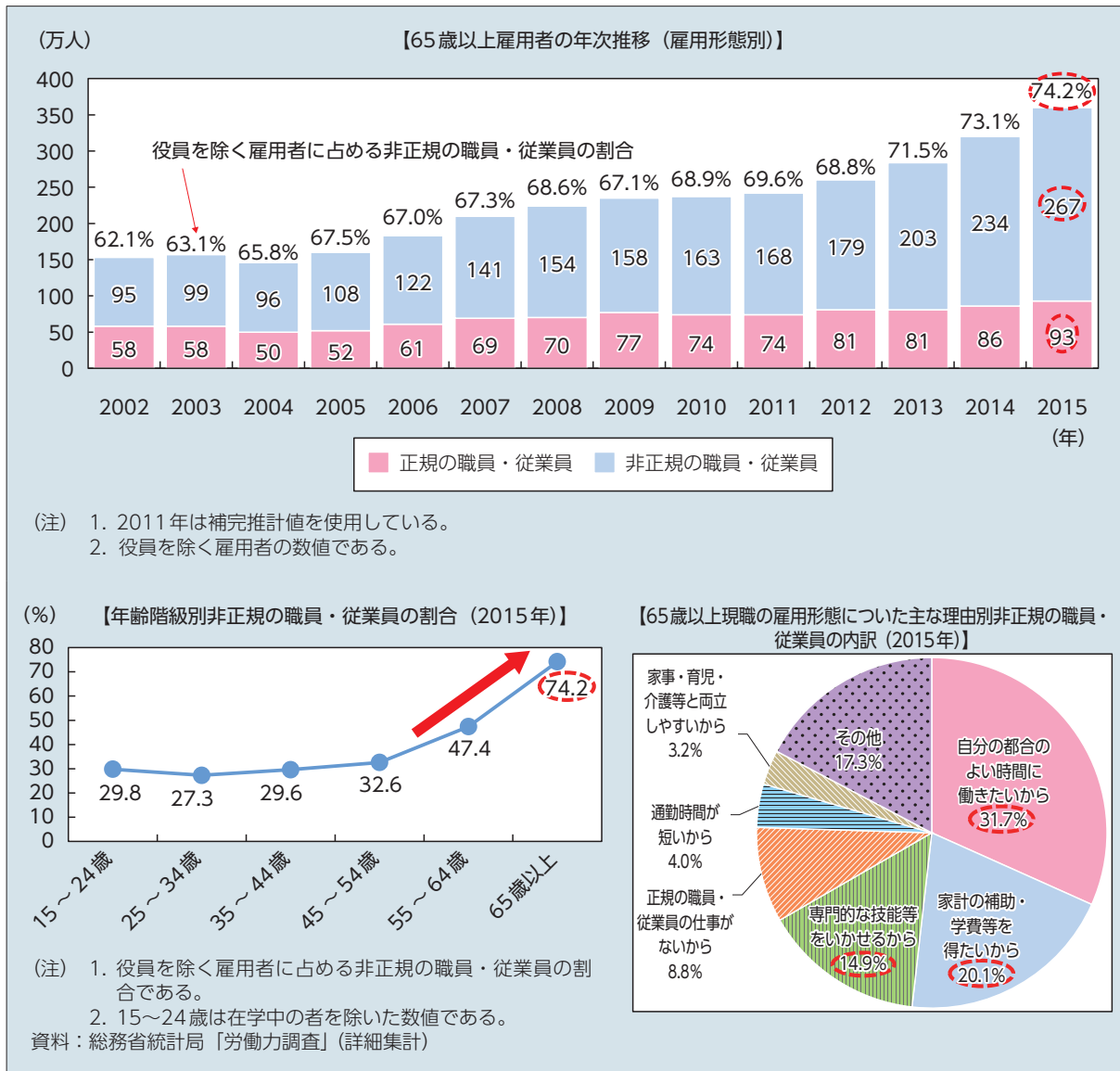
4 高齢者の就業形態

(65歳以上の非正規の職員・従業員の割合が7割以上。その理由は、「自分の都合のよい時間に働きたいから」が最多)

次に、65歳以上の者の役員を除いた雇用者の形態について見てみると、2015(平成27)年の正規の職員・従業員は、前年に比べ7万人増加し93万人、非正規の職員・従業員は、前年に比べ33万人増加し267万人、65歳以上の雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は74.2%となっている。雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合について年齢階級別に見てみると、高齢になるにつれ、割合が大きく増えていることがわかる。

また、65歳以上の非正規の職員・従業員の雇用者について、現在の雇用形態について主な理由別にみると、「自分の都合のよい時間に働きたいから」が31.7%と最も高く、次いで「家計の補助・学費等を得たいから」が20.1%、「専門的な技能等をいかせるから」が14.9%などとなっている(図表1-3-8)。

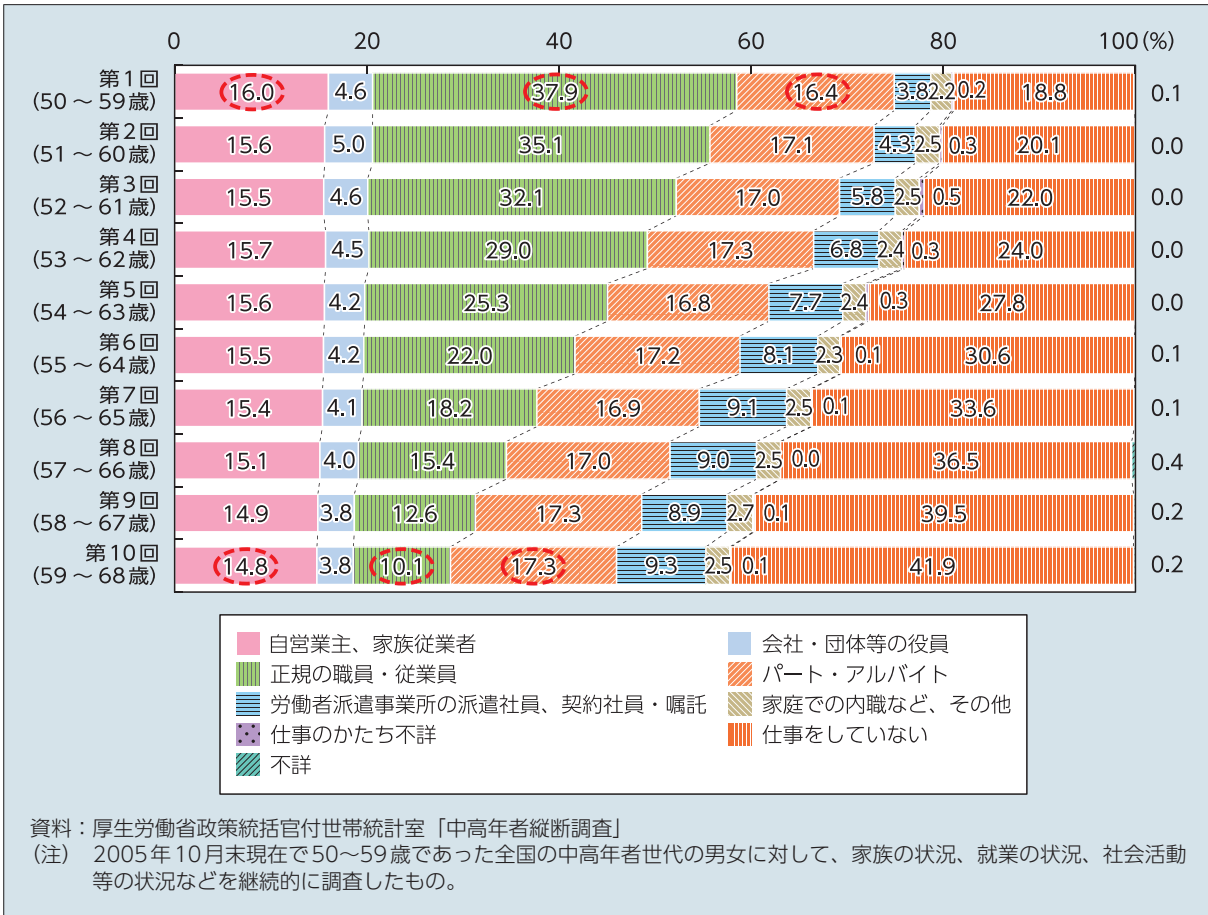
図表 1-3-8 雇用形態別でみた雇用者の状況



2005 (平成17) 年10月末現在で50~59歳であった世代の就業状況の変化を追ったのが図表1-3-9である。

第1回調査から第10回調査までの就業状況の変化をみると、「正規の職員・従業員」は、第1回の37.9%から第10回の10.1%まで減少している。一方、「自営業主、家族従業者」は、第1回の16.0%から第10回の14.8%、「パート・アルバイト」は、第1回の16.4%から第10回の17.3%とほぼ横ばいの状況である。年齢を重ねるにつれて、「仕事をしていない」割合は増えていくものの、仕事をしている者の中では、「正規の職員・従業員」を除いては大きな変化はなく、「正規の職員・従業員」の割合は相対的に低くなっていく様子がうかがえる。

図表 1-3-9 就業状況の変化



5 今後の労働力人口

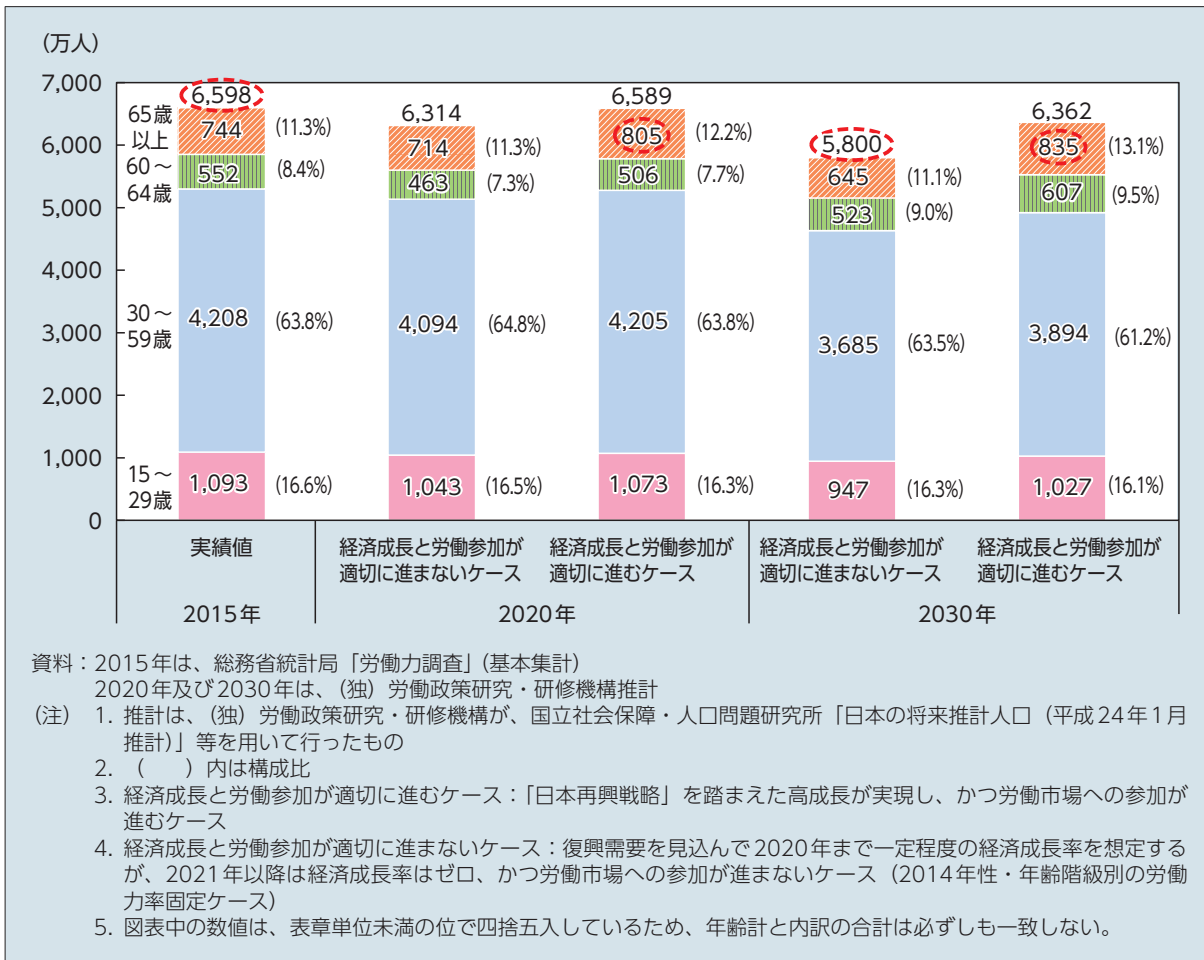
(今後総数は減少する見込み。「経済成長と労働参加が適切に進むケース」では、65歳以上の高齢者数が増加)

今後、人口減少が進むなかで労働力人口はどうなっていく見込みだろうか。

「経済成長と労働参加が適切に進まないケース」と「経済成長と労働参加が適切に進むケース」について2020（平成32）年と2030（平成42）年のそれぞれの労働力人口の推計を示したものが図表1-3-10である。どちらのケースにおいても、2015（平成27）年の労働力人口よりも減少する見込みとなっている。特に、「経済成長と労働参加が適切に進まないケース」では、2030年は5,800万人と推計されており、2015年の6,598万人から約800万人減少する見込みとなっている。

一方、「経済成長と労働参加が適切に進むケース」は、2015年から2020年では9万人と2030年では236万人の減少でとどまる見込みであるが、65歳以上の労働力人口は増加する見込みとなっている。

図表 1-3-10 労働力人口の推計



6 高齢者雇用確保措置について

(継続雇用制度の雇用形態は、「自社の正社員以外(嘱託・契約社員・パート等)」が約7割)

高齢者の雇用については、1986(昭和61)年に60歳定年が努力義務化、1998(平成10)年に義務化された。その後、企業における65歳までの継続雇用を実現させるため、2006(平成18)年から、定年を65歳未満に定めている企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じることが義務付けられた。2013(平成25)年には継続雇用の対象者を限定できる仕組み^{*3}を廃止し、原則として希望者全員に適用することとなった(図表1-3-11)。

*3 継続雇用制度の対象となる高齢者につき事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組み

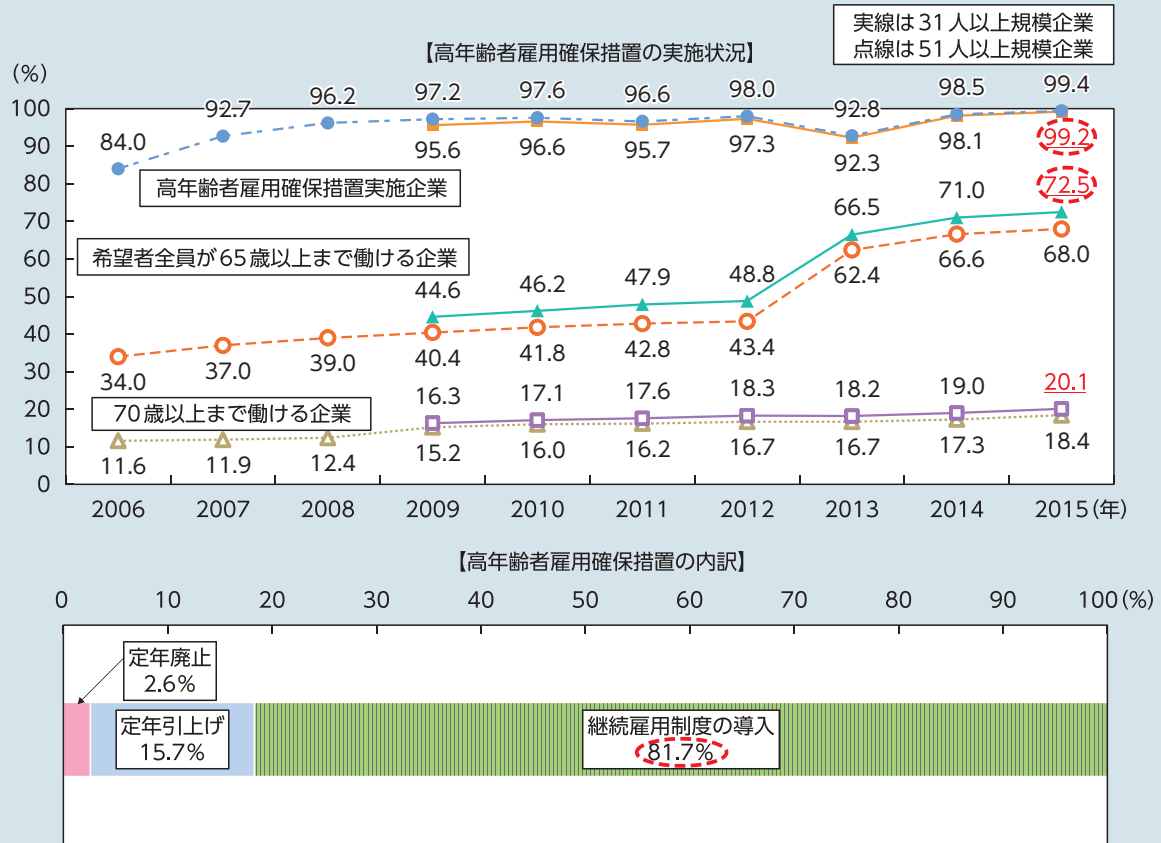
図表 1-3-11 これまでの高齢者雇用安定法の主な改正内容

法改正年	高齢者雇用安定法
昭和61年 (1986年)	<ul style="list-style-type: none"> ○中高法改正—高齢者の雇用就業対策に関する総合的な法律に抜本改正 <ul style="list-style-type: none"> ①題名を「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)に改正 ②60歳定年の努力義務化(昭和61年10月1日施行) ③定年引上げの要請、定年引上げに関する計画の作成命令、計画の変更・適正実施勧告等 ④再就職援助の努力義務化、再就職援助計画の作成要請等 ⑤高齢者雇用安定センター、シルバー人材センターの指定等
平成2年 (1990年)	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳までの継続雇用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者等職業安定対策基本方針の策定 ②定年到達者が希望する場合の定年後の再雇用の努力義務化、再雇用の前提となる諸条件の整備に関する公共職業安定所長による勧告
平成6年 (1994年)	<ul style="list-style-type: none"> ○60歳定年の義務化 <ul style="list-style-type: none"> ①60歳定年の義務化(定年を定める場合、60歳を下回ることができない)(平成10年4月1日施行) ②継続雇用制度の導入等に関する計画の作成指示、計画の変更・適正実施勧告 ③高齢者に係る労働者派遣事業の特例 ④高齢者職業経験活用センター等の指定等
平成8年 (1996年)	<ul style="list-style-type: none"> ○シルバー人材センター事業の発展・拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター連合の指定等
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ○再就職援助計画制度拡充 <ul style="list-style-type: none"> ①定年の引上げ等による高齢者雇用確保措置導入の努力義務化(平成12年10月1日施行) ②再就職援助計画の個別交付・対象者の拡大(45歳以上) ③シルバー人材センターの業務の拡大
平成16年 (2004年)	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用確保措置法的義務化 <ul style="list-style-type: none"> ①定年の引上げ等による高齢者雇用確保措置導入の法的義務化(平成18年4月1日施行) (※義務化年齢を平成25年度までに段階的に引上げ) ②募集・採用時に年齢制限を設ける場合の理由提示を義務化 ③求職活動支援書の作成・交付の義務化等 ④シルバー人材センターの労働者派遣事業の特例(許可を届出とする) ⑤高齢者職業経験活用センターの指定法人制度を廃止
平成24年 (2012年)	<ul style="list-style-type: none"> ○継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止 <ul style="list-style-type: none"> ①継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止(平成25年4月1日施行) ②継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大 ③義務違反の企業に対する公表規定の導入 ④高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定 ⑤厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、基準を引き続き利用できる12年間の経過措置を設けるほか、所要の規定の整備

2015(平成27)年6月1日現在、高齢者雇用確保措置を導入している企業は、99.2%(31人以上企業)となっており、雇用確保措置の内訳は、「継続雇用制度の導入」が約8割を占めている。また、希望者全員が65歳以上まで働ける企業も72.5%と近年増加傾向にある(図表1-3-12)。

多くの企業が導入している「継続雇用制度の導入」であるが、その状況をまとめたのが図表1-3-13である。雇用形態として最も多いのが、「自社の正社員以外(嘱託・契約社員・パート等)」で68.7%であった。雇用契約期間は、「1年単位」としている企業が8割を占めており、給与も定年到達時を100とした場合に多くのケースで減少している。このように継続雇用のケースでは定年到達前と様々な面において状況が変化している。

図表1-3-12 高齢者雇用確保措置の状況

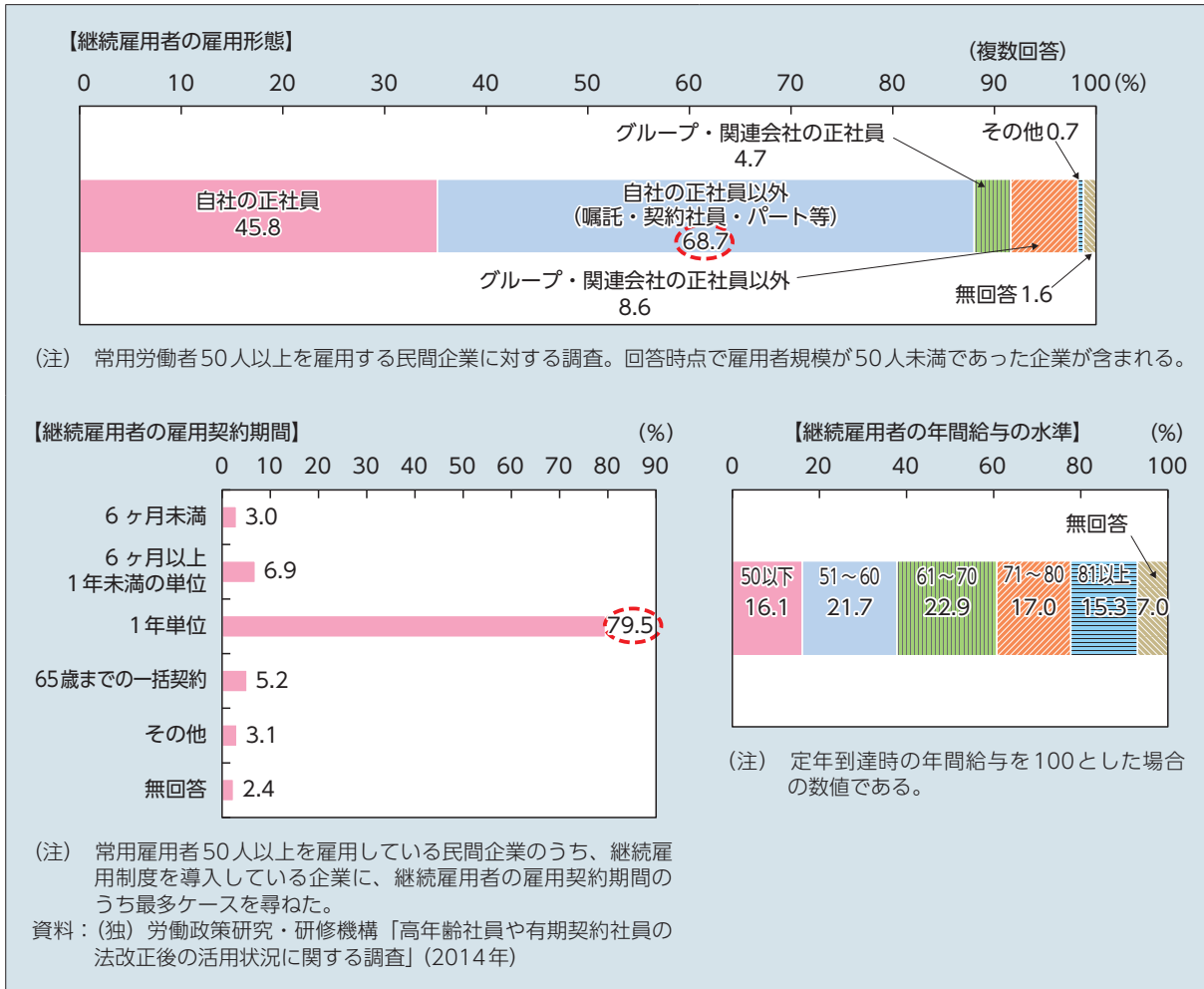


資料：厚生労働省職業安定局「高齢者の雇用状況」（2015年）

（注）1. 2015年6月1日現在。

2. 2013年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったため、2012年と2013年の数値は単純比較できない。

図表 1-3-13 継続雇用後の状況



7 65歳以降の雇用確保

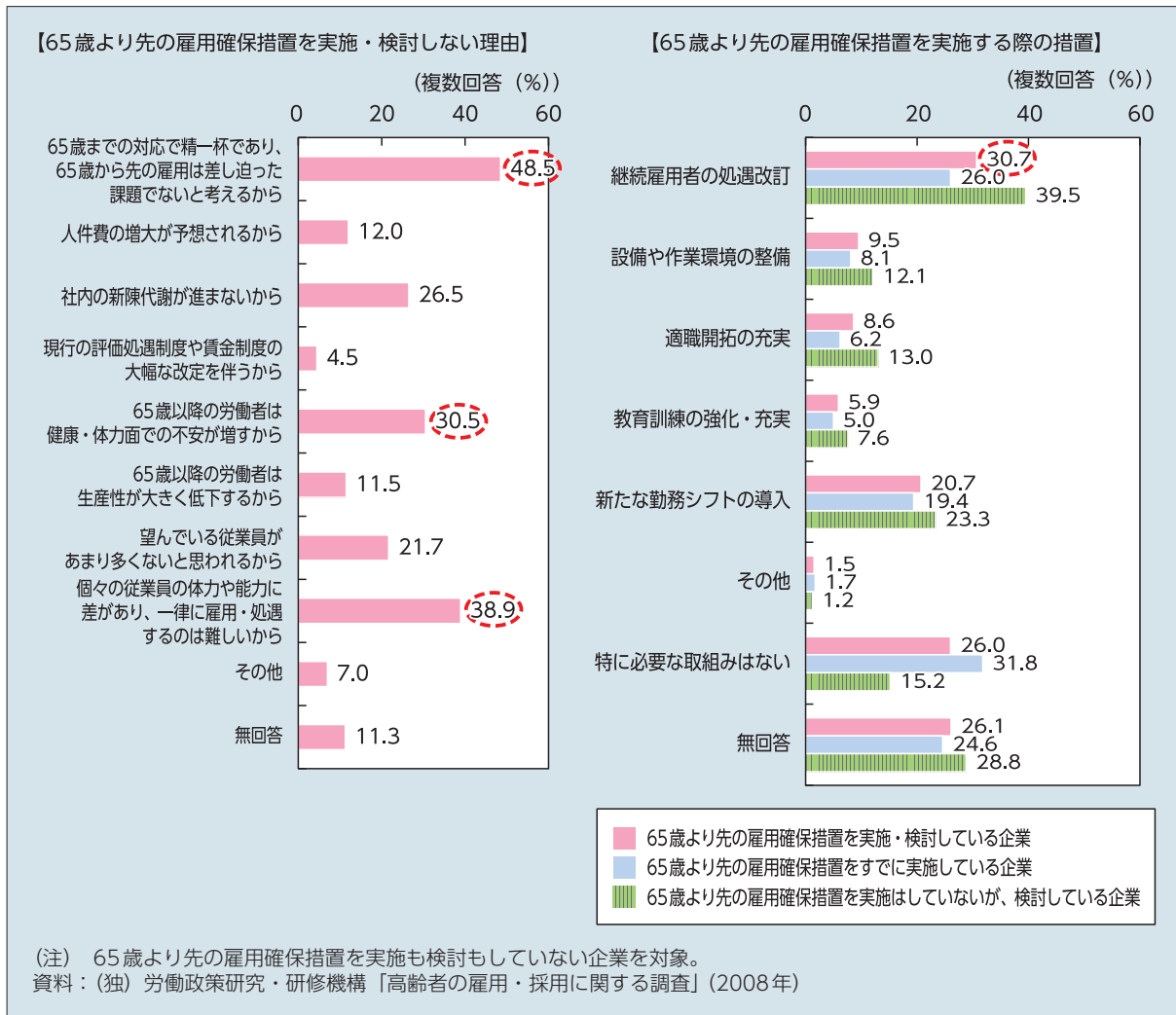
(65歳以降の雇用確保措置を実施する際の措置は、「継続雇用者の処遇改訂」が3割以上)

希望者全員が65歳以上まで働ける企業も近年増えてきているが、年齢に関わりなく働き続ける社会を実現するには、65歳以降の就業環境の整備は今後も引き続き重要な課題である。

65歳より先の雇用確保措置を実施も検討もしていない企業について、65歳より先の雇用確保措置を実施・検討していない理由を尋ねたところ、もっとも多いのが「65歳までの対応で精一杯であり、65歳から先の雇用は差し迫った課題でないと考えるから」で48.5%、次いで「個々の従業員の体力や能力に差があり、一律に雇用・処遇するのは難しいから」が38.9%、「65歳以降の労働者は健康・体力面での不安が増すから」が30.5%となっている。

また、65歳より先の雇用確保措置を「実施」あるいは「実施していないが検討」をしている企業に、65歳より先の雇用確保措置を実施する場合に必要なと思われること、あるいは既に実施していることについて尋ねると、「継続雇用者の処遇改訂」が最も多く30.7%となっている(図表1-3-14)。

図表 1-3-14 65歳以降の雇用確保の検討状況



8 地域の日常生活に密着した仕事を提供するシルバー人材センター

(団体数及び会員数は、横ばい。高齢者の就業機会確保のため、一定の機能を果たしている)

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に定められた、市町村（特別区を含む）単位ごとに設置された団体で、臨時的・短期的・軽易な業務を主に請負・委任の形態で行う公益法人等であり、概ね60歳以上の健康で就業意欲のある者とされる会員が構成している団体である。近年、草取り・襖張りといった従来の請負等業務に加え、労働者派遣及び職業紹介の形態で育児や介護施設へ会員を派遣・紹介する等様々な取組みをしている（図表 1-3-15）。

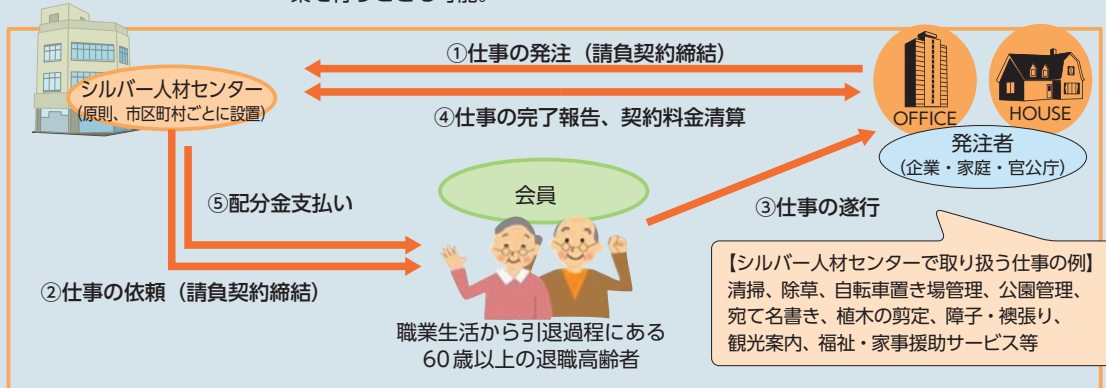
2014（平成26）年度現在で法人数1,272、会員数72万人となり、高齢者の就業機会確保のための基盤として一定の機能を果たしているが、高齢者の就業のニーズが変化し多様化してきている現状に対応するため、地域の課題に対応した多様な就業機会を掘り起こして対象者に提供する仕組みを作っていくことが課題である（図表 1-3-16）。

図表 1-3-15 シルバー人材センター事業の概要

目的 定年退職後等に、臨時的かつ短期的（※1）又は軽易（※2）な就業を希望する者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供し、もって高齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する。

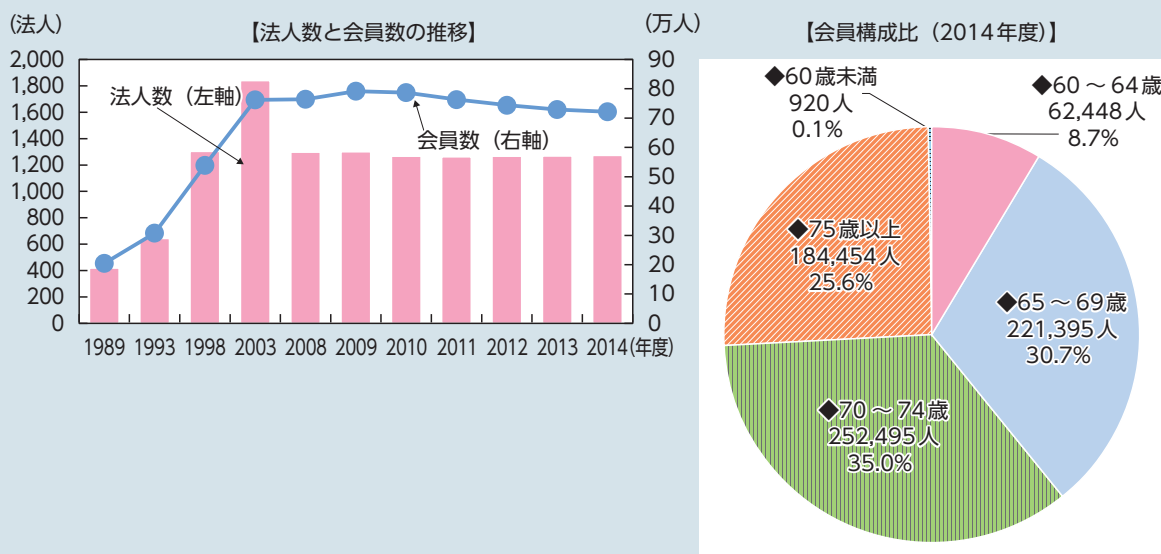
※1「臨時的かつ短期的な業務」とは職業安定局長通達（平成16年11月4日）によって「おおむね月10日程度以内の就業」を指す。
 ※2「軽易な業務」とは労働省告示第82号（平成12年8月25日）及び職業安定局長通達（平成16年11月4日）によって「1週間当たりの就業時間がおおむね20時間を超えないもの」を指す。

- 仕組み**
- (1) 会員 概ね60歳以上の健康で就業意欲のある者
 - (2) 事業内容
 - ・家庭、事業所、官公庁から、地域社会に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保し、これを希望する会員に提供。
 - ・就業機会の確保、提供の仕方としては「請負（センターが発注者より仕事を受注し、それをさらに会員に対して請負の形で提供）」が中心だが、「職業紹介」「労働者派遣」事業を行うことも可能。



【現状】 団体数：1,272法人、会員数：72万人（男性48万人・女性24万人（約3割））、契約件数：360万件、契約金額：3,050億円、就業延人員：6,914万人・日※平成27年3月末日現在【国庫補助開始：昭和55年度根拠法令制定：昭和61年度】月平均就業日数：9.7日、月平均配分金収入：36,747円※平成26年度実績

図表1-3-16 シルバー人材センターの利用状況



【事業実績の推移】

	法人数	会員数 (人)	1団体あたり 会員数 (人)	契約件数	就業実人員 (人)	就業延人員 (人日)
1989年度	419	204,770	474	1,056,908	150,771	17,279,158
1993年度	643	307,773	466	1,188,079	224,522	23,983,220
1998年度	1,303	538,942	406	2,011,875	406,483	41,415,512
2003年度	1,839	762,289	409	3,081,939	605,766	63,320,834
2008年度	1,297	764,162	575	3,412,906	626,576	72,850,034
2009年度	1,300	791,859	594	3,377,190	641,762	70,332,510
2010年度	1,266	786,906	606	3,458,749	642,629	70,406,549
2011年度	1,262	763,427	590	3,487,709	629,824	69,785,779
2012年度	1,267	743,969	573	3,543,941	615,626	68,952,969
2013年度	1,268	729,206	561	3,600,721	604,735	68,874,800
2014年度	1,272	721,712	567	3,602,944	596,507	69,141,288

資料：公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会「シルバー人材センター事業統計」(2014年度)

団塊の世代も65歳に突入した。我が国の人口が減少し、65歳以上人口の増加が見込まれている。こうした状況下において、高齢者の就労状況も増加傾向を見せながら、様々な理由・就業形態で就労していることがうかがえる。

今後は、引き続き65歳までの雇用を確保しつつ、多様な形態により、健康で意欲と能力がある限り年齢に関わりなく、働き続けることができることが可能となるような就業機会の確保が重要な課題である。